

# 林業技術

143

1954. 1

日本林業技術協会

1954



143  
1月号

・ 目 次 ・

卷頭言 より多難の新春を迎えて ..... 松川恭佐.... 1

新  
春  
の  
言  
葉

新春の言葉 .....	柴田栄.... 2
門松 .....	村上竜太郎.... 3
今年の抱負 .....	三浦伊八郎.... 4
新年度への抱負 .....	原耕太.... 5
森林と経済 .....	福良俊之.... 6
今年の抱負 .....	大沢正之.... 7
" .....	大政正隆.... 8
" .....	佐藤敬二.... 9
" .....	三井鼎三.... 10
年頭の抱負 .....	石谷憲男.... 11
年頭の辞 .....	幸田午六.... 12
今年の私の抱負 .....	野沢徳郎.... 13

日林協三十年史(1) ..... 日林協.... 14

国際林学研究機構連合会議に出席して ..... 吉田正男.... 23

林業技術の発展過程(2) ..... 石川利治.... 26

第4回懸賞入選農林大臣賞受賞論文

林業技術普及事業の基本的構想(2) ..... 野村勇.... 30



## より多難の 新春を迎えて

松川恭佐

ここに昭和二十九年の新春を迎え、全国会員

諸賢のご健勝とご清福をお祝い申上げます。

一昨年、たまたま平和条約締結の慶びと共にわれわれは、本協会の創立三十周年の記念式典を催し、これに伴つて、森林記念館の建設をはじめ、意義深い多彩な記念事業を遂行したのであります。が、これに引きかえて昨年は、静けさ

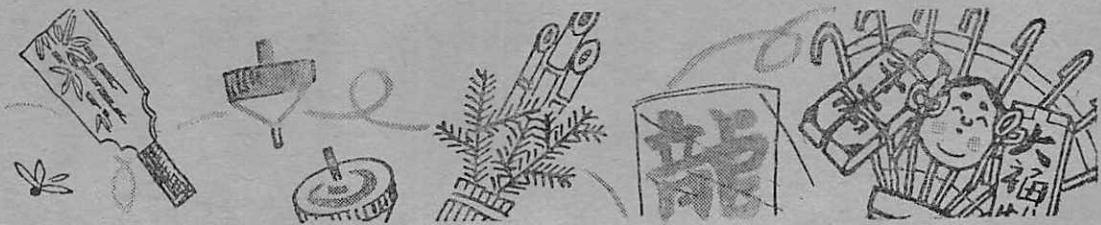
のうちに多波多難を抱く一年でありました。それはあたかも、漸く独立国家に復したばかりの日本の歩む行路難、また、わが国新林業建設の現段階における林業人の苦難などに、併行した悩みであつたといえましよ。

幸いにして、会員諸賢の強力なる団結とご支援によつて、林業技術の普及向上・職域団体の機能推進に大過なきを得て、年を越すことが出来ましたことは、衷心感激に堪えぬところであります。

われわれは、苦難の深刻さに正比例して、協会の基礎はますます深く堀り下げるるのであるという信念のもとに、本年もまた『伝統の技術尊重』を高く掲げ、常に若々しい希望に燃えて、中正の道を進み、協会本来の使命達成に新鋭の努力を捧げて参りたいと存じます。

この意味において、多難の昭和二十八年を送り、より多難の新春を迎えて、これを慶びたいと存するものであります。

そして、このような精神活動の裏付けとして絶対に欠くことの出来ない協会の自立経済の強化についても、再検討をする機会に直面していることを痛感いたします。皆さまの総意に基づく情熱を籠められた支持が、本年この難問題を解決せしめることにより、はじめて精神・物量相俟つて、協会の基礎を一層堅固なものにすると信じます。また、これによつて、本協会を、日本林業界の発展基盤たる会團に育成し得るものであると確信いたします。堂々たる精神活動を推進すると共に、自立経済対策の樹立について、格別のご協力を懇望する所以であります。



## 新春の言葉

柴田栄

昭和 29 年の新春にあたり日本林業技術協会の着実な発展をおよろこびすると共に、会員各位に一言御挨拶申し上げます。

申すまでもなく本年は我国独立の第 3 年目であります。自立経済の達成や国力の増進更には民族の主体性確立等、独立の実をかちとるための諸般の情勢は、まことに多事多難なるものがあります。

自立経済の指標である貿易収支をみましても本年度末において特需を加えても 2 億ドルの輸入超過が避け得ないといわれるにもかかわらず、国際貿易競争はますますその度を加え、又特需も減少必至であります。輸出不振の最大原因といわれる国内物価の割高は正については殆んど手が打てぬ実状にあり、ここしばらくは自立経済どころか、先細りの貿易を耐え忍ばねばならぬといわれているのであります。

しかも国内にあつては、昨夏の北九州、南紀の水害から秋の冷害にいたる巨額の災害復旧費の負担は、終戦以来今日まで嘗々と蓄積した国力を皆無に帰するほどの深刻な危機に立ち至つてゐるのであります。

国民経済の一環として林業界といえども安樂たり得ぬことは容易に予測されるのであります。私は今年こそ林業界、ひいては林野行政にとつて重大な試練の年になると覺悟しているのであります。

今日林業界には治山治水の恒久対策をはじめ森林生産力の増強、木材利用の合理化、更には森林法の完全実施、森林組合の育成強化等幾多の難問が山積し、どの一つをとり上げても解決は容易ならざるものがあるのであります。私は林野行政の衝にある林業人として日夜全能をあげてこれが障礙の打開に粉骨致しておりますが、前述したような国家財政の窮迫から今日まで原始土地産業である林業の振興に多大な貢献を果してきた財政資金の投入が極度に限定されるおそれが大きく、今にしてこれが対策を誤れば林業の基盤は崩壊必至といつても過言でないと考えるものであります。幸いに林業界の総意を体して、このような林業の特性を無視する暴挙を防圧出来ますれば、まことに幸甚と存するものでありますが、それだけにわれわれの側でも財政資金の能率的活用と産業的地位の確立について眞剣に自戒努力されねばなりません。年頭にあたり林業の発展向上のために従来の安易さに狎れて正道を誤らぬよう敢えて一言する次第であります。

最後に技術者の地位の向上について所感の一端を述べておきたい。昨今全国的風調として戦後の民主化施策の再検討を通じて戦前の社会経済的環境へ復元しようとする動きが活潑になつてきたが、近く予想される行政機構改革に便乗して林業技術者の地位引下げを意図する考え方が具体化されようとしているのであります。行政の科学化が各方面から要望され始めた現状において、折角今日までかちとつてきただ林業技術者の地位を旧時あるいはそれ以下に押し下げられることの無きよう会員各位の奮起と団結を支えとして絶大な支持を与えられんことを要望して年頭の御挨拶とするものであります。

(林野庁長官)

# 新着の言葉

## 門松

村上竜太郎

正月には家々に門松をたてる。

つつましやかな門松が、村落や住宅街に立ち並んだのは、いかにもすがすがしいものだが、会社やカフェーなどが、豪華な門松をたてたのは何となく浅はかで、かえつてみつともない。官庁の玄関などの美事な門松には反感を覚える。

折角たてた門松が、日がたつに従つて次第に葉もひからび衰えて行くのを見ると、正月らしくもなく、何となく憐れで悲哀を覚える。折角みずみずしく伸びて行く子松が伐られて枯れて行くのは、幼児の命を奪うにも似て、いかにも残酷である。

こみすぎた松を抜切りするのだから、かえつて林をよくするという人もあるかも知れぬが、もう少しにおいておけば薪にもなるものを、あたら無駄死させるのは、薪不足のことを考えると勿体ない話であるし、又間伐の時期によつて、坑木やパルプ原料にもなろうものを、木材飢饉の呼ばれている日本でありますながら、門松もたてればクリスマス・トリーもたてるという風に、若木の濫費をしているのは何としたことであろうか。

クリスト教とは関係もない、北欧民族の慣習を無批判に模倣したり、立派な松をたてて得意になつたりすることが、そのまま許されてよいことであろうか。クリスマス・トリーは、鉢植の木でやるがよい。又何も縦の木に限つたことはない。冬になると、宇宙にとんでいる善玉が、常緑松にこもるという、北欧民族の伝説から出て、それを家の中に迎え入れる慣わしから出たものだから、常盤木であれば何でもかまはぬし、盆栽を知らない歐州人は伐つた木を使うにしても、盆栽日本では鉢植の木にすれば、それがより以上に、伝説の本旨に合うものだと思う。伐つたクリスマス・トリーを使うのは絶対にやめたいものである。アメリカでも、生きたクリスマス・トリー運動があり、次第に実行されていることを、いつかサンタ、モリタ紙で見たが、我国でも、クリスチヤンの家庭などでやるとすれば、生きたクリスマス・トリーにして貰いたい、これが愛草木に及ぶ所以でもある。

門松は昔は一般的のならわしではなかつた。注連の方は天の磐戸のくだりにもある様に、太古から伝わつたもので、淨不淨をわかつたために、神事の時に引くのだそうで、元来左繩ではしを揃えない、左は清淨なるいわれであり、はしを揃えぬのは、すなおな心だとのことである。所が門松の方はといえば、これは昔からあつたものではない。太古は室などの門に専ら榦などを用いた。榦は観博士の古神道の講義で伺つた所によると深遠な意義がある。さて正月には神事が多いから榦をたてたのが、中古から自ら松に変つたものらしいという。今は神事を忘れて、松だけが残つているのだから、これは一向に辯證のあわぬ話で、わずかに形骸のみを止めているにすぎない。

門松は古く賤ヶ家の慣わしで「朝庭の諸門には松立てることなしといふ人あり」と、古今要覽にかいてあるそうだが、民家の一般的な習慣でもなかつた。所によつてはしきみをたてる所もあれば、又宗旨により、家のしきたりによつては門松をたてぬ家もあつたのである。宝永3年11月のお触れには「小松を立申可候、大きなる松監商売仕間敷旨、町中可相触仕候」とあるから、徳川時代の様に、人口は少く、森林資源の豊富な時代でさえも、大きな門松を禁じている。人口が多くて、森林資源の枯渇した現在、吾々は猛反省をしなければなるまい。各方面で門松廃止運動が起つているのもつこも至極な次第である。私は30余年来、枝松を使つてきたが、終戦後は鉢松を使つている。だから年年同じ松を使い、それを手入れしてよくして行くことは誠に楽しいものである。新春早々国民は門松について深く考えて貰いたい。門松をたててしまつた時に、こうしたことをいうのは手遅れだという人もあるかも知れぬが、門松のことを反省するには正月が一番よい。今からでも遅くない。正月は毎年来るにきまつている。来年以後実行すればよい。お互によく考えようではないか。

(国土綠化推進委員会常任委員長)

# 新春の言葉



## 今年の抱負

三浦伊八郎

「今年の抱負」などもう私の様な退役者にはあるわけはない。大きな鱸を釣つたり、大鯛を釣る望みすら戦後はだんだんと薄れて来て1貫匁以上のものはもう私などには当らなくなつた。一昨年俳句でもと一応老人らしい発心をしたのであるが、年間1千句を作つてみても一向ものになる句がない。それは長い間完全正確に表現することにのみ没頭して来たから「諷詠」などといった表現は全く不得手である。写生句でも写眞にはなつても絵画にはならないのである。つまり技巧が無いのである。私は写眞も科学ではあるが美しいものは芸術でもあると考えているが、いわゆる芸術写眞とかいうものもあつて科学的にはわからないところのピカソ、マチス調でないと句の世界では相手にして呉れない場合もある。古語を使つたり、わざわざむずかしい表現をせぬと技巧のない平凡なものとなるのでまことに困つたことだと思う。

そこで再発心してやつぱり私の専門に近い林学の一方面に返り、主力を挙国造林体制の（具現は別人の仕事としても）思想普及運動に余生を捧げたいと思っている。今年ばかりではない、寿命のあらん限り、日本國土の保全のために、しかして日本民族の将来のために尽して見たいと思っている。そのためには近年大日本山林会で優良林業地視察旅行を行つているが、更に外国の林業まで我国の林業家に視察して貰つてはと提案する人もあるので、出来るだけその実現に努力する積りである。又雑誌「山林」に出来るだけ造林問題の記事を豊富にしたいと考えやつているのである。前途のある若人や壯年者がかえつて現在のみに没頭し、蓄積や林力の消耗を事とする傾向があるので、反対に先の短かい老人が民族の後裔のために遺産としての蓄積を増やしもつて國土の保全と經濟の發展とを期したいと考える次第であつて、それというのは私には人類の系統發生を考えない個人本位の今日の哲学、政治等の思想が生物学的には間違いであることを信するが故に現代の第一線人士とは傾向が多少異なつてゐるのであろう。

この造林論も為政者がやらないとなると矮林國に止まる恐れがあるので、ドイツが百年の歳月を経て今日の喬林国になつたことを考え1人でも蓄積をふやす思想を養うために1人1町歩造林法を1昨年来提唱しているが今年も唱えたいと思っている。そしてそれを百年以上の伐期にすることにより面積が少くともせめて蓄積をふやしたいと考えるのである。金山や身延の1万石以上、1万4千石の蓄積のある杉林を高野山で測り得たので小面積でも伐期を高めることにより蓄積が増し得るばかりではなく個人經濟的には土地の値上りを待つ以上に植木の値上りの大なることを考える時この提唱に共鳴者を見出すのである。

（大日本山林会会长）

# 新 春 の 言 葉

## 新 年 度 へ の 抱 負

原 耕 太

新年度を迎うるにあたり、我国森林資源の現状に鑑みて、抱負の一端を述べたい。

### 林木の生長促進

林木を早く肥らせたいとの要望が今日ほど旺んなことはない。我国の森林資源は現在のままで進むと 30 年たてば山に木がなくなると警告されているほど貧弱であるから、無理もないことである。林木の生長促進の手段としては、品種改良、施肥等が考えられるが、私はこの際造林地の撫育を実行したい。折角造林したものが下刈、蔓切、除伐の不行届から生長を妨げられ、甚だしきは蔓の網を被せられている。天然造林の場合は一段とひどい。天然更新を天然放置と曲解しているものさえある。天然であろうが人工であろうが造林地に区別はない。天然造林は補植、撫育をしなければ成林はむずかしい。今こそ生長促進のために造林地全体の撫育を勵行して少しでも早く利用出来るようにしたい。

農林漁業融資が撫育を対象としていることは結構であるが、造林後 5 年以内の人工植栽地の下刈を対象として、天然造林が加わつていないのは片手落である。融資の対象は下刈ばかりでなく、蔓切、除伐等造林地から収入が得られるまでの事業全体を対象とするように改正されることを希望する。

### 奥地林の造林樹種にトドマツを推奨する

奥地林の開発に伴つて伐採跡地の造林樹種が問題となる。奥地林は水源涵養林等の保安林が多いから、択伐して天然更新による、ではすまされない。森林資源の造成から見ても、水源涵養機能強化の面から見ても、跡地は出来るだけ多く人工造林を行つて、有為なる山林に仕立つべきである。奥地林の樹種はアモリトドマツ、シラベ、トウヒ、ヒバ、モミ、ツガ等の針葉樹とブナ、ナラ、カヘデ等の広葉樹が多い。造林樹種として在来のモミ、ツガは東北地方には育ち難く、ヒバは西南地方に適当しない。シラベ、トウヒは広く適用されようが、私は中央部以北にはトドマツを推奨する。青森県海岸地方に直径 1 尺 5 寸、樹高 10 間という梢殺木のトドマツを見かける。これは父祖が北海道の漁場へ出稼して持ち帰つたものである。昭和 10 年頃、青森県下北半島の大畠管林署管内、佐藤平国有林には、5 年ばかり前に造林したトドマツが、年々 6、7 寸づつ伸びて、被害もなく健実に生長していた。又青森県上北郡甲地村の王子造林会社所有、大平山林には、昭和 27 年 10 月、12 年生になつた 5 反 3 故歩のトドマツ造林地がある。樹高が胸高以下のもの、62 本を除いた 757 本の平均樹高、9 尺 8 分、(最高 21 尺)、平均直径 1 尺 7 厘(最大 3 尺 2 分)を示し、附近のアカマツ造林地に比べて遜色がない。このトドマツこそは、中央部以北の奥地林に、造林せらるべき有力なる樹種である。是非試植したい。

### 造林功労者の表彰

造林地の肥料には管理人の草鞋が一番よく効くといわれる。管理者の育て方によつて立派な山にもなれば、大切な金をかけても成林せず笑い物にもなる。ここに紹介する故高橋秋雄君は、昭和 13 年 5 月、王子造林会社へ入社して昭和 24 年 8 月病歿されるまで、青森県野辺地に駐勤して、大平、狩場沢、白砂の 3 山林で、600 町歩のアカマツ造林地を完成した。造林地を愛育すること、子女を育てるに異ならず、雨の日も風の日も、山に出かけて造林地に親しみ、1 日でも山に行かねば気がすまぬようであつた。自己の業績の批判を喜んで聴き、常に仕事に工夫をこらすこと忘れなかつた。たまたま病を得て、仙台の大学病院で治療して帰り、狩場沢山林のアカマツ造林地が開拓の対象となり、焼かれているのを見て逆上し、ナイフで腹部数ヶ所を切つたが、幸に傷口淺く生命をとりとめた。その後、病気再発し、死の 7 日前、小林前社長一行が病床を見舞われた時、も早や一本の煙草を持つ氣力もないばかりに衰弱していたにもかかわらず、アカマツ造林に関する抱負を熱心に述べたという。同君の如きはまことに得難い管理者であつた。君が手にかけた造林地は、開墾地に買取されたものを除き悉く成林して、15 年生で 140 石の蓄積を保有している。会社は同君の功績を称えるために、大平山林の一角に記念碑を建てる事になつた。たとえ造林地は伐採利用されるとも、高橋秋雄君の偉業を永く後世に伝えんとするものである。

(王子造林株式会社社長)

# 新春の言葉



## 森林と経済

福 良 俊 之

### 1.

昨年のことであるが、英國の經濟誌オブザーバーが発表した“英國の将来を想う”という論文は、わが国でも広く読まれた。この論文の中に、各種の統計から演繹して、工業生産物に比較して、食糧の生産増大率が低いこと、従つて、食糧価格が工業生産物価に比して割高となる傾向が指摘されている。英國が食糧の自給度を高めなければならぬ、との論拠に使われているのだが、閑却され勝ちな点に銳いメスを刺し込んだ意見だと思った。

食糧生産の方法にも幾多の技術的改善が加えられている。しかし、工場における生産と違つて、農業が自然的な制約を多く受ける点に問題がある。世界における人口問題が、結局は食糧問題に帰着することを現わしている。森林と経済との関係についても、先ず森林が大きな自然の影響を受け、その成長が自然に制約される点を重視しなければなるまい。

### 2.

森林が水源涵養のため必要であるとか、洪水を防止するために必要であるとか、また、木材、パルプ資源として不可欠のもので、従つて經濟的に見てもその意義が大きいことはいうまでもない。しかし、機械文明といふか近代工業の発達以来、經濟が著しい速度で進展しているにもかかわらず、自然的制約を受ける部分では、その増産、造成が經濟の発展に伴わない。そこに問題がある。

今日でも、世界的視野に立てば、開発利用されていない森林資源はまだまだ多い。しかし、少くとも、消費地に近く、開発利用が容易な森林資源は、その生産、造成の速度と利用の速度が著しくかけ離れているため、急速に資源が喪われようとしている。造成林といつても、その成長は自然の制約を受けていることを忘れてはならない。いかにして經濟の進展と、自然的成長とを調整して行くかが、森林資源保護のために考えられなければならない。

(東京新聞論説委員)

トヨペット・トラック・ジープ

トヨタ自動車販売株式会社

本 社・名古屋市中村区笹島町1-221

代表電話本局(23)6171(6170~6179)

東京事務所・電話築地(55)2971(代表)~9276

# 新着の言葉

## 今年の抱負

大沢正之

農業においては、科学技術の向上により、単位面積当たり収穫がここ数十年間に倍加し、農村文化のめざましい発展が認められる。然し林業では、優良林地は減少し、森林蓄積過減による年伐額の見通しは悲感的であり、又植伐相伴わぬ經營に基く林地の荒廃著しく、森林の国土保安の効果に欠陥を生じ、年々各地に水害を頻出せしめている状態である。同じく土地生産業を建前とする農業及び林業において、このような両反面が露骨に現出して来たわが国の現状を顧みると、まことに痛恨に堪えない。もちろん両者の經營形体や生産目標等に、大きな相違は認められるし、更に林業自体の特異性を考慮しなければ、比較対照することの無理なるは明らかであるとしても、林業を農業と同様に国民経済上の一産業体として取り上げた場合、一方がめざましい発展過程を辿りつつあるのに、他方が年々衰れな姿に変つてゆくことに対し、林業人として無関心であつてよいだろうか。よろしくこれが原因を探究し、速急に林業振興対策を講ずることが、今日わが林業界に課せられた緊急問題である。

元来、林業は地味で、しかもこれに直接関係する国民も比較的少いから、農業の如く国民全体の関心を喚起するような問題に乏しい。然し、国土の65%の面積を擁する森林の管理經營を目標とし、日常生活必需品たる木材の生産、水源の涵養、国土の保安等の重大使命を有し、更に農業と同じく食糧生産の一翼を担つている林業が、国民経済に寄与する役割は、必ずしも農業に劣るものでなく、むしろ林業あつてこそ他の諸産業の生存権が保持されているといつても過言ではない。それにもかかわらず林業が現在衰れな状態におかれているのである。これはわが国林業の全般が、農業の如く集約化され又合理化されていないところに問題があると思う。あたかも建物があつても、その内にある器械設備が貧弱で、生産効果の悪い工場と同じように、林地はあつても、工場の設備資本に比敵する森林蓄積が貧弱なため、森林の経済的効果が完全に果されていない場合が多いのである。もちろん少数の林業地帯には農業と同様かなり集約林業の実施されているところもあるが、全体としてわが国の森林は天然林的存在で、林地の区劃整備はおろか、森林の管理經營に絶対必要な林道すら発達せず、合理的林業の対象となる法正林の形体が殆ど備つていない。従つて森林に対する生産的科学技術を導入し、作業を合理化するには頗る不便な点が多い。たとえ林業技術として価値が認められながらも、これを応用すべき対象林地の存在に難点がある。すなわち理論は確立されても実行が伴わぬというのが今日の日本林業のいつわらざる姿であるから、現実林に出来るだけ人力を加え、これを早く法正林につくりあげ、もつて林業本来の使命を完全に果さしめたいのである。この場合先ず問題になるのは、林業技術を行使する人間の総力を導入し易くするための交通設備であるから、林道網の完備ということが、すべての計画に対し先決しなければならないと思う。人力をなるべく避けたり、節約したりする天然林の取扱に対しては、林道は左程重要ではないとしても、林業技術を完全に実施せんとするには、多数の人を林内に誘致する手段として林道が必要となる。わが国林業更生のために全国の森林地帯を一丸とする林道網計画を樹立し、全林業人相協力してこれが実施に努力すべきであると思う。なおこれと平行して現実林をなるべく早く法正林に導き、農業と同様林業生産力の倍加を念願してやまぬ次第である。

(北大農学部教授・学術会議会員)

# 新春の言葉

## 今年の抱負

大政正隆

わが国が未曾有の惨禍を蒙つてから、すでに8星霜を経た。もともと経済基盤の浅かつたこの国がこの短日月の間に昔の姿をとりもどすなどは夢にも考えられぬことであるが、少くとも見かけの上では、一応の平静を取りもどしたようにも見受けられる。このことに関する論議はともかくとして、研究機関をあずかる身として、新たなる年を前にすると深い感慨と新しい覚悟に身のひきしまる思いがする。

いつの時代をふりかえつて見ても、わが国で、研究所が豊かな日々を送つたことがあつたであろうか。わたくしの最大の任務は、研究所を研究所らしい位置においてその任務を充分に推行させることと、研究者がそれらしい待遇を受けることができるようになることである。これは何も今年の新らしい問題ではないが、引きつづいて努力しなければならないわたくしの義務である。

戦後のイギリスや西ドイツからの情報によつて、わが国の経済自立にも科学技術を充分にとり入れなければならぬということが、昨年の夏ごろから朝野の等しい要望となつた。わたくしたち研究者の責任はますます重大になつたといわざるを得ない。幸にわたくしどもの研究所の人達は、若い研究者から年老いた苗畑に働く人達までも、ただ、何とかして林業のために、また、林業を通してわが国すべての人の生活のために奉仕したいという一念に燃えている。わたくしはこれらの人達の熱望に応じて、林業奉公にこの身を捧げたいと考えている。

それでも、林業試験場は、設備といい、予算といい、人員といい何と貧弱なことであろうか。これでは折角の熱意も充分に發揮することができない。歴代の場長はそのためには随分苦慮された。わたくしも及ばずながら、試験場の各部長の献心的な援助を力として、わたくしながらの努力をしてきた。今年もこの努力をつづけたい。

幸にも林野庁は暖かい心をもつてわたくし達を援助しているが、わが国の現状は北国の真冬のように厳しいものがある。林業界の各方面の深い理解と力強い後援をこの際特にお願いする次第である。

われわれ研究者の解決しなければならない問題は山積している。多少ともそれを解決して、林野行政に貢献し、林業、産業に寄与することができるならば、わたくし達の幸福これに過ぎるものはないであろう。

(林業試験場長・学術会議会員)

一般 鋼 材

合入丸産業株式会社

東京都中央区西八丁堀1-8

電話・築地(55)代表9201

倉庫・東京都江東区深川白河町4-1

電話・深川(64)6186(代表)~8

# 新着の言葉

## 今年の抱負

佐藤 敬二

抱負というと大げさに聞えるが、本年こそはやり遂げたいと思う仕事なら、2つや3つは私にもないわけでもないので、それを述べて責をふさぐこととしたい。

斜面混播造林を小野陽太郎技官と方々でやつていたのは、もう10数年前のことであるが、当時いろいろな批判や心配が私共に向かはれ、その「きめて」としての実行成績は当時としては、将来の調査結果に待つより他なかつたわけである。九州地内での成績調査は昨年と一昨年とで終つたので、本年は岡山、広島、長野、神奈川、岩手の各県のものについて行うことが出来れば幸と思っている。今までの調査結果では成績は予想通りにいつている。

炭済地の造林の研究は1949年から始めて、今年で5年になるので、本年中には完成したい。特に昨年は大水害があつたが、これを行つた所と行わない所とで、著しい崩壊の差が現われ、また工法の間にも優劣の差が見えているので、今年中には一応「決定版」を世に出したいと考える。これは文部省の科学研究費による仕事である。

次に、低位生産林地撫育の研究だが、これは海岸砂丘の草地化による環境撫育の第2回試験を予定している。昨年実行の成績に検討吟味を加えて、よりよい方法を見出すためである。海岸砂丘においては立地因子の分析が比較的容易であり、また加えられた人為の効果が割合にはつきりと計量でき、この点で造林の基礎理論をつかむ上に便利であるようである。クリリウム、エロテール、A-22その他類似の土壤調整剤の不成績造林地への適用試験をも本年は是非実行したいと考える。

なお本年試験研究開始予定のものに、ユーカリの造林試験とスギ(ヒノキ)間伐試験がある。これらはいずれも九大演習林内に試験地を設ける見透しがついている。

本年、多分秋頃になると思うが、日本育種学会を福岡で行うことになると予想されるので、林木育種関係の人々の多数参加されることを希望すると共に、林木育種協会からの御援助をもお願いしたいと思う。

私個人の思想問題としては、林业の社会性と経済性(私経済の意味での)との関係について、数年来思い惑うっているので、本年こそはそれに終止符を打つべく勉強したいと張りきつている。

(九州大学農学部教授)

鉄橋・鉄骨



車輛・船舶

鉄塔・鉄管

熔接・鍛鉄

株式会社

横 河 橋 梁 製 作 所

本社・東京都千代田区丸ノ内1の2

出張所・大阪・門司・新潟・札幌

工場・東京都芝浦・深川

# 新春の言葉



## 今年の抱負

三井鼎三

### 1. 森林計画を軌道に乗せて見たい。

森林計画とは耳にたこが出来る位聞いている言葉であるが、さてこれの現実となるとなかなかどうして面倒で、のみならず一般に理解し難い代物である。役所の若い連中はそれこそ徹夜をいわす勉強してくれているが、その成果を森林法に規定する「森林審議会」に掛けるとなると案外の苦勞が要るのである。いわゆる学識経験者なるものが森林計画が良くわからないのである。そこで生わかりの林務部長などが「さくら」になつて誘導質問をして、何んとか会議を軌道に乗せて行くという辛さがある。いわんや町村長などになると何んとしても理解さすに骨が折れる。しかしことは重要で、日本の林政を確立するにはどうしても、この森林計画の精神と内容とを市町村長はもちろん更に森林所有者の頭にしつかり滲透させねばならない。国有林の經營案は60年の伝統を有して今日のわが国林産物需給のバックボーンになつているが民有林森林計画は関係者の非常な努力によりようやく形態が整つた程度で今後これに魂を入れること、すなわち啓蒙に一段の力を入れる必要がある。今年こそはこれをやりたい。

### 2. 治山・治水の一環としての保安林整備において、その設定基準の研究をしてみたい。

保安林整備は林野行政においてきわめて重要な事項である。民有林においては個人又は公共団体の財産に制限を加えるものである限りにおいて、その設定に当つては充分の科学的基礎をもたらしめなければならない。しかるに現状を見るに實に漠としたもので土砂扦止にしても水源涵養にしても、少し突込んだ質問を受けると返答に困る実体である。そこで数年前から小出博士に依頼して福島県全体の地質調査をして貰つた。これに基き災害と地質との関係を類型的に求めて大難把でも保安林設定基準ともいべきものの試案を今年こそ作製してみたい。

### 3. 林業技術普及事業に一段の努力をしてみたい。

農業改良普及の方は大分農村に滲透して来て、機会あるごとに普及員の増員と經費の増額が叫ばれており、ことに昨年の如き冷害に際しては技術普及の必要性が再認識され活潑な意見が方々から出てきている。しかるに林業技術普及となると、まるで低調で町村はもとより森林所有者にしても無反応である。もちろんこれは林業生産の長期性によるもので技術普及の効果が短期間に現われぬためでもあるが、それにしても、少し多くの予算と人員とを揃えたい。林野庁の発行する林業技術に関する優秀なパンフレットは頗もしい限りであるがこれに並行して現地の普及事業の進展を希みたい。

### 4. 広葉樹利用事業に新しい面を盛りたい。

これは問題を福島県に限定して述べる。というのは本県では純県費(既に1億円近くに達している)をもつて南会津に県営事業を開始しており、2ヶ所に製材所(乾燥・木工設備を具えている)を設け国有林とタイアップして未開発林分の高度利用を目指して事業を進めているが、仕事は寧ろ今後にあるというべきである。即ち本来の使命たる利用合理化の設備と更に指導面の拡充に意を注ぐ必要がある。北海道庁又は秋田県の林業指導所の域に1日も早く達することが望ましい。今年はこの目的に向つて一步を踏み出し度い。

(福島県林務部長・学術会議会員)

# 新着の言葉

## 年頭の抱負

石谷憲男

国有林經營も林政統一以来の7ヶ年間迂余曲折の道を経ながらも漸くに着実な歩みをつづけ得るに至つた事は真に慶ばしい次第である。しかしながら公企労法の適用を受け林産物需給の上に一役を果しながら町村合併の促進を契機とする新たな諸問題の提起に当面して、その本質論と共に經營についても一段の工夫と飛躍が切望されているのが現状である。

国有林經營上再検討を要する点として考えられるのは資産の再評価と經營の方法とであろう。立木の蓄積とその価値を正確に把握することについては永年たゆまない努力をつづけており、昨年以降は更に一段と強力にこれを進めているが、まだ理論と方法を確立するまでに至っていない。本年も引き続き徹底した熱意を傾注したいと考えている。

又国有林の本質論とこれに関連する經營形態について深い検討をする段階に立至つたように考えられている。昨年初頭公企労法適用以来經營内部にある諸問題の種々な困難性と複雑性とが次第に表面化してきているが、これらを根源的に解決すると共に、經營上の収益の用い方すなわちいかなる面にいかなる方法と規模で再投資するかの問題、あるいは一般会計へ繰入する適正額算定等に関し、これを適切に解決してゆかねばならない。

經營をその事業の面から見た場合伐採量と成長量の関係が常に問題になるが、単に成長量だけを伐採するのではなく、成長量の質と量とをいかに増加させるかが問題であり、広汎な対象に造林を強力に推進してゆくことこそが最も緊要な急事である。奥地林の開発や広葉樹の利用等はますますこれを普遍化して行かねばならないし、就中北部地帶国有林の開発とその經營の適正化については割期的な措置を講すべきことが強く要請せられている。

翻つて国有林と民有林との関係をみれば、近年両者の經營の一層の緊密化が要されるに至つた。特に国有林としてはその經營を合理化しこの機能を全面的に発揚することによつて、国民民生の安定に資することを目標としなければならない。昨今治山治水対策上民有保有林の国による買上が論議されているが、国有林經營の本来的使命にかんがみて社会公共の福祉増進の見地より充分な検討を要する問題である。

これを要するに国有林の經營は近時漸くその基礎が安定しつつあるが、本年はその飛躍發展の歳であることを確信する次第である。大方各位の御協力を御願い致したい。 (林野庁業務部長)

— ワイヤロープ・マニラロープ・鉄線 —

東京製鋼株式会社専属代理店

三宝商事株式会社

東京都中央区日本橋茅場町1の4

電話・兜町 (67) 1141~5

# 新春の言葉

## 年頭の辞

幸田午六

災害の年 1953 年を送り、ここに新たなる年を迎うるに当たり平素の所懐の一端を述べ、本年の林政推進の決意を新たに致して見たいと思います。

顧みるに、わが国も本年をもつて戦後 9 回の年を改めたのであります。この間林政の統一、森林法の改正等に伴い、一応わが国の林政も緒についたかの感があるのであります。その施策の面においてはまだ十全とはい難いと思うのであります。それは森林計画の全面的実施以来まだ 1 年有半であり、借すに時日をもつてする必要もありましようが、更には基礎的諸資料の完備にまたなければならない面も多々あると思うのであります。木材価格の騰貴に刺戟されて、植伐の均衡も逐年好転しつつあるといふものの、伐採量並びに需要量の把握は充分であるとはいえませんし、更には森林資源の精細な調査にはなお一段の努力を要するものと思われます。

かく観する時は、本年はますます森林法の効果を發揮せしめるために、その実行の面においても格段の施策がなされるべきはもちろんでありますが、資源の調査、伐採量及び市場の把握等、基礎的資料の完備をより一層推進して行く必要があると思うのであります。

森林組合の指導助成の面におきましても同様であります。森林法の施行以来昨年当初までは新しい組合への移行及び整備に尽力致して参つたのですが、本年はこれをより質的に充実せしめ、眞に組合員のためになり、且つ、わが国林政推進の一翼として役立つよう強化拡充して参りたいと思います。

次に、森林資源維持増強の目的は、林産物の供給、国土の保全にあることはもちろんであります。これは畢竟国民の福祉の増進に外ならないであります。然して林野利用の面、雇傭の面、災害の関係等においても、最も林業と密接な関係にあるのは農山村であります。この点からいいましても農山村問題は林政上の大きな問題であります。昨年は不幸にも異常な風水害、冷害等を被りまして、これらの復旧及び難民の救窮のため、林野庁においても諸種の対策が講ぜられ、なかんづく、治山治水のための根本施策として保安林の強化整備が、強力に推し進められることになつたのであります。

しかし、林業の振興を計るには農山村の眞の安定が必要なのであります。このための恒久的な施策があわせ行われる必要があります。本年は国有林野整備臨時措置法の施行期限が終了する年でもありますので、その後の対策も地元農山村民の眞の声を聞き、有識者の卓見をも参考としまして、前述の民有林対策を含め、広い視野に立つた林野行政を推進して行きたいと考えるのであります。

その他抱負は多々あるのですが、最後に国有林野事業のことになりますが、公企労法の運用につきましては、もちろん団体交渉にまつところが多いのですが、公共企業体として労働の生産性を向上せしめたい見地から、労務施設の改善、合理的な就業規則、公平妥当な賃金体系の確立によりまして、林業生産の場として明るい働きよい環境を造り上げて行くよう努力致してまいりたいと思います。

(林野庁林政部長)

# 新著の言葉

## 今年の私の抱負

野沢徳郎

いろいろな抱負がある。ああもしたい、こうもしたい、あんなになつたら、こんなに出来たら一、といろいろ思いつくうちで、私はやつぱり何としても樹を植えたい、造林をしたい、樹を育てたい。更に草をうんと繁らせて牛をどつさり飼つて牛乳をふんだんに飲める緑豊かな国土をつくりたい。いや私一人で出来るものじやない、皆にそうしたものを作つて貰いたい！ 抱負じやなくて希望か！夢か！ ともかく住みよい国土が生れ出ることを切望し、それに向つて1歩でも前進せしめたいというのが私の多年の念願であつて、今年もこの線に沿つてゆきたいと思つてゐる。

“衣食足つて礼節を知る” じやないが、食足つて健康な体になれば更に働くことが出来るし、道義も昂まり、いわゆる民度もあがつてくるだろう、必ず樂士が生れるだろうというのが私の信念である。

緑ゆたかな国土を作る！ 山だけではなく樹をどんどん植えて行く、これを一生懸命に育てて行く。口では簡単にいえるが、これが伸々容易じやない。終戦後世の中が落ちつくに従つて造林熱というか植樹熱というか、国土を緑化してゆく熱意が昂まつて来て、個人も町村も植樹をかなりやつている。しかし、個人にも、町村にも、その他の団体にもその資金において、労力において、また技術においてそれぞれ限度があつて、折角植えた後の手入れが出来ないとか、管理が悪いとかいつた事がちよいちよいいわれだした。そんなことでは甚だ心配でならない。この儘にしておくわけには行かないというわけで、我岡山県では遅ればせながら県行造林 20 ケ年計画を樹てて、29 年度から 10 ケ年、年に 1 千町歩づつ、次の 10 ケ年は 250 町歩づつ、合計 12,500 町歩造林し、既植の県有林なり県行造林地 2,500 町歩と合計すると 15,000 町歩となる。これを合理的に經營して行つて治水の目的を達すると同時に、県財政の確立に役立たせようというのである。これ等はほとんどが町村有林に地上権を設定して造林し、収穫に際して分取するのであるから町村財政の基礎も作れるという狙いである。しかし、県がやるからといつて金があるわけじやない、既往の造林地からの收入をこれにあてるとか、又この造林予定地にして水源林として行けるところはそれによるとか、いろいろと苦心はして行くつもりであるが、何としても苦しい県財政からそう沢山の経費の支出は出来ない。ここで私が望むことは、政府の造林資金の融資を県も受けたい。現在の地方財政法と農村漁業金融公庫法との制約を受けて、県がこの金を借ることが出来ないことになつてゐるのだが、何とかしてこれを改正するか、今話題になつてゐる造林促進法にこの事項をうたつて貰うとか、何とかして県自らも造林をどんどんやつて行ける様にしてほしいものである。県は技術陣を持つてゐるし、民間へ奨励するためにも自からも実行して行くことが、より効果的であり、金を貸せる政府もそれの方が確實であり効果がある筈である。県であろうと、個人であろうと、会社であろうと造林に変りなく、又県にこの融資をすることが地方財政を乱すことには毛頭ならない筈であつて、地方財政法で心配をしていることは全くない筈である。——こうした事が実現することを望んでやまない！

私の今年の抱負は——『県でも造林資金を借りたい』——ということになつてしまつた。

(岡山県林務部長・学術会議会員)

# 日林協創立三十年史

(1)

ま　え　が　き

理事長 松川恭佐

ここに私は、日本林業技術協会の30年の歴史を皆様に紹介することを光榮とし、一層責任の重大なるを覚えるものである。

本史は、一昨年創立30周年記念事業の一環として企画されたものであるが、本協会嘱託成沢英一氏がこれを担当し、半歳余りを費して浩瀚なる原案を編纂した。次いで早尾丑麿氏・河田杰氏・片山茂樹氏・太田勇治郎氏・杉浦庸一氏等諸先輩の校閲をねがつた上、本協会の編集委員会で成案を決めたのである。

我々のような会団が、新らしい時代の目標を定めて進路を正しくとり、中正の道を踏みはずさないようにするためには、常に古るきをたずねつつ、現在の様相を反省し、撓みなく努力推進することが、特に大切であると思う。

この意味において、この三十年史は、貴重にして必要欠くべからざる資料であるから全文を一本に収めたい心組みだつたが、経費の節約と、周知をはかりたいために、その抜萃を会誌に連載することになつたのである。

全会員諸賢の諒承をねがい、本協会育成のため、一層の支持を与えられんことを望んで止まないものである。



最初興林会の事務をとつた片山氏宅が震災に遭われたため、杉浦氏宅にこれを移した際その玄関にかかけられた看板である。檜の柾で長さ26cm、幅9.2cm、厚さ2.5cmのものであつた。

## 1. 沿　革

大正10年6月神田錦町の学士会館において、興林会が呱々の声を挙げ、昭和13年社団法人興林会へと成長し、更に昭和23年社団法人日本林業技術協会と改称して、現在に到るまで、はや30年の歳月が過ぎ去つてしまつた。

その間の本会の消長の跡を辿つて見ると、今さらながら社会的背景の影響が大なるを感じしめられるが、便宜上大体次の4期に分けて時代的活躍の特徴を観察することができると思う。

**第1期（大正10年～昭和5年）**

いわゆる創始時代であり、且つ大正12年の関東大震災、翌13年の行政整理に遭い多少の沈滯期間はあつたが、この間技術官待遇問題を提げて政府に肉迫するなど活況を呈した。

**第2期（昭和6年～昭和15年）**

興林会の黄金時代である。主として理事太田勇治郎氏采配を振い、昭和出身者が中心となつて活躍した。昭和11年機構の大改正を行い、初代理事長に白沢保美博士を推戴し、各種委員会を設置、地方支部を創設、事業部を開設、又昭和13年には法人組織に改め名実共に興林会の活躍が最も高潮した時代である。

**第3期（昭和16年～昭和22年）**

時局が日支事変から太平洋戦争へ展開すると共に事業部は極度の掣肘を受け、この間本会機構の改正部制の実施、各種委員会の活躍等あつたが、ついに昭和18年9月には会誌を休刊、爾後戦災に遭うこと3回、書類、調度その他一切を焼失して終戦を迎えた。早尾丑麿氏を第二代理事長に推挙して、この困難時に際し興林会再建に努力したが、本会の革新を期して全役員總更送した。

**第4期（昭和23年～）**

戦災により全てを失つた興林会を再建すべく松川恭佐氏が第三代理事長として早尾氏よりこの重責を継承した。先ず定款の大改正により、会名を社団法人日本林業技術協会と改め、支部の組織拡充強化、賛助会員制の設定等により、会員1万名獲得運動に移り、事業としては出版に主力を置き松原茂専務理事と共に必死の活動を開始した。本部並びに支部関係者の献身的努力はついに実を結び、昭和26年には会員数目標の1万名を突破し、今や名実共に林業関係者の唯一の職能団体としての地位を確保して輝かしい創立30周年を迎えることとなつた。

次に上記4期の過ぎこし跡をかえりみて、少しく時代様相の変遷を記して見たい。

**(1) 興林会濫觴時代（創立の前後）**

大正7・8年頃——當時我国林政史上第一段階を画する時期であつた。明治32年に始つた国有林野の特別經營事業や、森林法の制定に伴う諸施設は一段落を告げ、第一次治山事業も成立し、これ等に從事した大先輩達は功成り名遂げてようやく老境に入つた。時あたかも歐洲大戦は終末し、世は革新の気運に漲つていた。

その頃、現在の日本林学会はまだ結成されておらず、

わずかに林学士会というものが毎月一回神田錦町にあつたバラック建の学士会館の一隅で例会を開き、明治20年頃卒業の大先輩から大正6・7年出の若い人達が入り乱れて歓談に時を過ごし、若い人達は老人の高説耳聴が終つてからあとで自分達だけが居残る様になると俄然活況を呈したのが常であつた。

この頃林学出身者の間にはその待遇問題がやかましく論ぜられていたが、それと時を同じくして、同様に逆境にあつた農学及び工学出身者も待遇の是正を呼び、それぞれ「林政会」、「農政会」、「工政会」を組織して、目的を一にする三会は合流して「三政会」を設立、林政会からは早尾丑麿氏が幹事として参画し活躍した。

この会団は組織が整備するにしたがい闘争に対する切れ味が漸次鋭づけてきた。これを見て慨嘆焦慮はじめたのが大正出身の若い林学士連であつた。彼等の当時の意氣の盛んなことはすさまじいものがあつた。他力本願を排し我々若い者だけの自力でことに当ろうという空気が熟成して新しく「新緑会」が設立され、次いでこれが改名されて「こだま会」となつた。故中村賛一郎氏や河田杰氏等が世話役であつた。

しかし会とはいものの、会則も無くただ有志が集つて怪氣焰をあげていたに過ぎなかつたのである。会合が度重なるにつれて、慢然とただ気焰ばかりあげても始まらない、若い技術者は大同団結して地位の向上を図り専門科学の上に林業行政を築き技術の刷新を企図しなければならぬ、それには「こだま会」をもつと組織化して会員は林学士に限らず広く一般の林業技術者をも包含した会団にしようという主旨から「こだま会」は自然解消して、ここに新しく「興林会」が生れることになつたのである。大正10年5月5日神田の学士会館で開かれた「こだま会」の席上で興林会創立の議が起つた。発起人は石井来太郎、伊東茂、馬場賀訓、早川材二、二田原嘉彦、西山久好、渡部寛語、片山茂樹、河田杰、田中勝吉、辻行雄、工藤一郎、松井武任、沢野抜藏、北島君三、清水林平、杉浦庸一の諸氏であつた。次いで6月30日同所における集会で興林会々則草案について協議決定を見た。越えて8月8日目黒の林業試験場において興林会設立趣意書の成案を得、同志を募る段取りとなつた。

当時の「こだま会」の模様について杉浦庸一氏は特に本会の乞いに応えて次の様に述べられている。

杉浦庸一氏——「こだま会」発足当時のことを顧みますと若い技術者の胸中にみなぎついていた元気が「こだま会」を結成させたことに間違はないのですが集つた人々の意気込み、気持は必ずしも同じではなかつたと思ひます。当時の若い技術者の心の中には程度の差こそあれ多

少とも次のような気持があつたと思います。事務官に対する憤懣、学閥に対する不平、技術官の待遇の改善がそれです。そしてこのような嫌やなことを除くには自分達自らが勉強しなければ駄目だ、と相戒めたものです。しかしこの「こだま会」運動はややもするといたゞらに先輩にたてついて先輩の忌諱に触れ、感情を害することもなかつたとは申せません、誠に若氣の至りでお恥かしく感ずるわけです。

昔は随分気障な事務官で嫌やな奴がいたことも事実です。若い事務官が局長になつて来ると我々の尊敬する老先輩をコッピドクやつける。平生おとなしい老先輩が禿頭から湯気を立て怒つているのを見ますと我々も口惜しくて血を湧かせたものです。又毎月一つ橋の学士会館で開かれる林学士会で早尾さんが林業技術者の待遇改善について川瀬先生、松波林業課長、白沢試験場長などにつめ寄るのを見たこともあります。この様な空気の中につづいて若い者たちの心の中に「こだま会」結成の気運が動いたことも見のがすことはできないでしょう。早尾さんは年代からいつて「こだま会」の会員ではなかつたのですが、有力な同情者、後援者であつた訳です。

30年史が物語るようにその後の幾多の盛衰、変遷を経て今日のような有力な職能団体となりましたことは、前述のように沢山のえらい先輩、同学の士が苦心、努力され林業技術者が大團結したからであると思います。謹んでこれらの方々に敬意を表します。(昭和28年11月9日寄)

又同じく河田杰氏も興林会濫觴時代について、次の通り述べられた。本会発足の経緯を詳細に且つ少しでも正確に記録しておくために同氏から特に寄せて頂いた記述をそのまま引用させて頂くことにする。

河田杰氏——『たしか大正8年の夏の末か秋の始めだつたと思う。私が茨城県の海岸砂防試験地から帰京してその翌日久々で目黒の試験場へ顔を出すと(当時私は東京大林区署在勤であつた)杉浦庸一、高橋憲三の両氏から「君の留守中に大学の吉田正男君等が主唱となり、若い林学士の連中の士氣昂揚を看板にかかげて「こだま会」という会を設けその目的の中には林業技術者の待遇の改善等のことも相当重要事項として織り込まれている。いずれ近い中にまた会合があるだろうから、その時はぜひ出席してくれ」ということであつた。私はこれを聞くと同時にこの会合を根石として、平生自分の考えていたその当時の技術官の冷遇、事務官の跋扈の大勢をくつがえす牙城を築くのに今日よりも良き機会はない直感した。その年の秋であつたと思う築地の階楽園?(当時有名な中華料理店)に会合を開いて大いに気焰を上げ

たことを覚えている。

さてそれから月日は流れて、たしか大正9年の秋の頃と思う(この寄り合いの年月日を忘れてしまつたことを非常に残念に思う)何か「こだま会」の連中を糾合して若い技術者の一致団結せる意見を発表(その方法は漠として記憶にないが)しようぢやないかということになり神田の学士会館に会合を催おし、主催者側の年長者として、私が口を切つて多分に事務官の跋扈の時勢を慷慨した口調でものをいい出し、一先ず今日の会合の主題を説明し終るや、実に晴天の霹靂ともいべき反対に逢つてこの会合の腰がくだけて、その晩はただ良い加減な雑談をして分散してしまつたのである。それでその反対した主な人は市河三緑、田中波慈女、太田勇治郎の諸氏であつて、その時これらの三人のいうところは結果において反対であつたが、その反対する理由はそれぞれ異なつていた。市河氏は「技術者が団結して事務官の向うを張ろうなどといふことは飛んでもないことだ、多少の不平はあつても今日の待遇に甘んじておとなしくしているのが最も幸福な所以である。」田中氏は「技術官の中で多少腰のあるのは本科出であるが、しかしその中にさえ、どだいなつていないので沢山いる。専門出に至つては全然問題にならない、僕はそいつた碌でなしと一緒になつて事をしでかして失敗することは御免をこうむる。」太田氏は「さきほどから伺つていると今日の会合は一種の陰謀の相談である、陰謀の相談なら御免をこうむる。」それを聞いて皆んなはあつ気にとられ、一座は白けきつてしまつたが、これはけしからぬと憤慨して立つたのが明永久次郎氏であつた。氏は非常に真面目な態度でこの三氏の混ぜつかえしの言葉を非難したが、時すでに機を逸し、この会合は前記のような無為に終つてしまつたのである。

この会には片山茂樹氏はいなかつたようだ。又早尾さんは「こだま会員ではないからもちろんその席にはおられなかつた。そこで私は翌日試験場に顔を出したところへ、高橋、明永、杉浦の三氏が見えて「昨日のあんな形勢では技術官が人間らしく認められる時代を希望してもそれは百年河清を待つに等しい。招けども来るざる人々には用はない。この上は微力なりとも、吾々の手で何とかやろうじゃないか」ということをいつた。その時私も至極同感であるから、先ず同志を糾合する会を作らうではないか、その設立趣意書の草稿を作つて見ようということになつたのであるが、それから2、3ヶ月の経過はいかがであつたか記憶に残つていないが、とにかく2、3ヶ月か半年を経て設立の趣意書はできたのである。そしてその草稿を綴つた人は實に片山茂樹氏であつたと記憶する。

そこでこの草稿をもととして 2, 3 日ばかり退院後（当時は大正 10 年であつて私は試験場に在勤となつてゐた）試験場の一室にこもり、（片山さんは山林局から出て来てこの会合に参加した）これを推敲して、ついに出来上つたものが別項所載の興林会設立趣意書である。

（大正 10 年 6 月）

その時「こだま会」の名を吾々 2, 3 人の独断をもつて「興林会」と改めたのである。

さてこの趣意書を印刷に附し広く会員の募集につとめたところが、ここに吾々の不備の言動が因をなして一大暗礁に乗り上げてしまった。それは前述の通り元来この「こだま会」は大正 8 年頃大学の吉田正男君等が主唱して作つたものであつて、吾々（片山、高橋、明永、杉浦、河田）はそれに馳せ参じたものである。それが勝手に会名を変更し、設立趣意書まで印刷したのであるから、元来の最初の大学の若い連中をすつかり怒らせてしまつた。それで大学の人達はどうしても興林会に入会を承知しない。吾々は吾々の過失に気付き、主として杉浦、高橋の 2 氏がしばしば大学に行き百万陳謝した。結局は笑い顔を見てくれたが、一時は困つたことをしたと思つた。

それから吾々設立趣意書を颁布して見るとその当時の先輩から吾々非難の声が上つたのである。その主要点は（1）「既に林学会、林学士会があるではないか、諸君の行動は党中央を作るものであつてしからぬ。」（2）「会員を大正以後の出身者と限定したのは先輩頗る難しとする行動の現われであつて、非礼も甚だしい。」といふのである。（1）に対する答弁としては林学会、林学士会は共に学術研究及び懇親の団体であつて、時勢に抗する闘争団体ではない。吾々は弱勢ながらも闘争団体を作つたつもりでいる。（2）に対しては、既に闘争団体である以上、いかなる圧迫を、いかなる形式のもとに、いかなる時期に受けないものでもない。かかる情勢下においては累を先輩に及ぼさざらんがためである。だから会則第 6 条では大正以前の人でも入会し得るようになつてゐる。要は闘争の主体は大正以後のものであるということを明らかにしたまでである。と一応は主張したが随分苦しかつたと思う。

なお 2, 3 の思出を書くと雑誌「こだま」の第 1 号発刊の辞「自然の法則は人これを解くことはできるが、造ることはできぬ。……」の文は私が書いたものである。その当時の山林局林業課長松波秀実先生にこの雑誌を呈したとき、「この発刊の辞は誰が書いた、林学の若い者の中にも相当のヤンチャ坊主がいるな」と莞爾とせられたということを人伝て聞いて私は何だか嬉しかつたことを思い出す。

以上の記述は事実であることを私は天地神明に恥ぢない。しかしこれによつて次の二つの事を傷けたりしているとは思はない。

その一は田中、市河、太田の三君は私の若い時からの親友である。上述の記事を世に公にしたからとて、私の三氏に対する友情に変化があつろうとは毫も信じない。その二はこの事実があつたということと、太田勇治郎氏が興林会を中興した中心人物であつて、その功績は實に偉大なるものがあるということは、単なる二つの事実に過ぎないということである。

（昭和 28 年 10 月 22 日寄）

かくて完成された設立の趣意書は次の通りである。

#### 興林会設立趣意書（大正 10 年 6 月）

今や世界の戰乱渦みて茲に二年東西の文化相搏つて混沌たる思想、経済、労働の諸問題も刻々渦流の状態より来るべき新文明の淵源を創りつゝある千古稀有の時に際し、吾人は宜しく内外両方面に対して最も厳肅なる反省と真摯なる観察とをなさざるべからず。

夫れ國運の隆盛は依る処多岐なりと雖も就中産業の発展に与へる所甚大なりと言ふべし、而して産業の発展は理論とその應用との完全なる連絡に在ることは何人も異論無き所にして、經營の理を基とし生産の実を擧ぐべき林業亦此の軌を出です、即ち必ずや森林に対する綜合的専門の知識を有する技術者に依りて始めて成果の美を期し得べきこと固より自明の理なり。然るに過去及び現在に於ける林業の管理組織を見るに、屢々其の枢機は事の本質を解せざる門外者の手に委ねらる。之れ本末を転倒せるものにして從來の林業をして其の積極的の実現を遅延たらしむる最大の原因なりと言ふべし。今に於いて之れを改むるにあらずんば林業の将来転々憂慮に堪へざるものあり。

翻つて惟ふに森林学の範囲は頗る廣汎なるものにして大学、専門学校、府県農林学校各々専ら其の力を致すべき方向を異にするに係らず、現在の教育制度を見るに其の間何等の特色の存するを見ず、之れ洵に林業教育上の欠陥なり。宜しく之れを改善して三者相寄り相俟ち始め系統的林業教育の完成を期するの要ありと信ず。

吾人も亦今日の社会的地位を省み、その使命を自覚し此の際徒に學問に泥み因循姑息、苟安之れ事とすべき時にあらず、益々神を練り技を磨き自他相通じ親睦以て機会均等の実現に努力せざるべからず。以上述ぶる所の刷新匡正は我国林業の現状に鑑み必須の要件にして國家百年の長計上一日も忽にすべからざるものなり。然り而して時代を同ふし、思想を同ふし、目的を同ふする吾人少壯技術者は期せずしてこの主張に共鳴する所無かるべから

ず、是本会が目的として林業技術の振興、技術者の向上を掲げ同志を糾合して会団を組織せんとする所以なり。

会名については前述の河田氏の述懐にもあつたように元気の良い若人の気持を現わす意味で、又興農会に対する興林会としてはとの簡単な動機で命名された。又雑誌名の「こだま」については、会の目的性格に相応しい名として、打てば山彦のように反響する若人の心、会員相互の連絡も呼べば答えるとする神秘な山の御、深山に聞く山彦が一種靈妙なものであり、又現世に対して覺醒を促しつつある声を象徴するという様な複雑な感情から名付けられた。

さてその興林会は初回の理事を早川材二、北島君三、片山茂樹、河田杰、杉浦庸一、鈴木秀雄、田中勝吉、馬場賀訓、渡部寛語、沢野拡蔵の諸氏として出発し、事務所は各理事の持ち廻りとし、先ず最初に片山氏宅と決定ここに興林会は春秋に富む第一歩を踏み出した。

当時の状況について片山茂樹氏は「こだま」第15号に次の通り書いている。“思い出すのは創立當時会員の意氣の強いことである。理事も大いに鞭撻されたものである。例えは「こだま」第2号に桑田君は会の進む道に関して次の様に書いている「19世紀文明を基調とする明治50年間の輸入文化は世界大動乱を一劃として今や残骸となり、蕭々たる鐘の音に葬送せられつつあるの感あり。果せるかな、沈黙せる林学界に意気揚々として興林会起つ。吾「こだま」に叫ぶ所古色蒼然たる輸入林業を葬送すべき鐘ならざるべからず、共に送り共に大打せん」といつた調子である。又理事督励について一例を挙ぐれば、故黒沢戒三君は「吾人被虐待者のみが相集つて愚痴をいつても役に立たぬ、宜しく「こだま」は内閣総理大臣及び各省大臣、各次官、山林局長、同局各課長、林業試験場長、各大林区署長、宮内大臣、同次官等にそれぞれ配布して認識不足を自覚せしめよ」と提案し且つ「上官が怖くて意見が出せない様な腰抜野郎は将来林業技術者優待論などは一切云々する資格なし、この提案は理事諸君のみにて抹殺し去ることは出来ない筈だと考えるから、もし理事諸君が反対であるならばその理由を詳細に記述して会報に示し、広く会員の意見を叩いた上、決行して頂き度い」と念の入つたものもある。とにかく意気天を衝くの慨があつた”と。

## (2) 第一期（創立～昭和5年）

創立当時の会則は次の通りであつた。

### 興林会々則（大正10年6月30日）

#### 第1章 名称及目的

第1条 本会は興林会と称し事務所を東京市に置く

第2条 本会は林業技術の振興、林業技術者の向上を図るを以て目的とする

第3条 前条の目的を達するが為本会の綱領次の如し

1. 林業管理組織の改善
2. 林業教育制度の刷新
3. 林業技術の練磨
4. 林業技術者の觉醒

#### 第2章 会員

第4条 本会は大正年度以降の林業教育修得者を以て組織する

第5条 本会員たらむとする者は理事に申出て其の承認を受すべし

第6条 第4条の規定以外の者にして本会々員たるを得る者は会員2名以上の推薦に依り理事の承諾を得たる後理事より集会に提出し決議を経たるものに限る

第7条 脱会せむと懲するものはその旨理事に届出づべし

第8条 本会の名誉を毀損し又は本会の目的を阻害するが如き行為あるものは理事の決議を以て除名し之を集会及雑誌上に報告すべし

第9条 本会々員は会費として1箇年金2円を納むるものとす

#### 第3章 役員

第10条 本会に理事5名以上を置く

第11条 理事の任期は1箇年とし後任理事は現理事の指名に依り之を定む

理事は集会の決議により重任することを得

第12条 理事の増員補欠を必要とする場合は現理事の指名に依り之を定む

前項に依る理事の任期は現理事の残任期間とす

第13条 理事は集会、会計、雑誌の編纂その他一般会務を掌る

#### 第4章 会計

第14条 本会の経費は会費、寄附金その他の収入を以てこれを支弁す

第15条 本会の収支決算は毎年12月末日現在を以て年1回雑誌上に報告するものとす

#### 第5章 集会及び雑誌

第16条 本会は隔月1回集会を開く但し必要ある場合には臨時にこれを開くことを得

第17条 本会は年2回雑誌「こだま」を発行す

#### 第6章 決議

第18条 本会の決議は集会出席者3分の2以上の賛成を以て決定す

重大なる問題に付集会の決議を要する場合には集会前にその事項を報告することを要す

第19条 本会の決議は理事本会を代表し之を発表する事あるべし

## 附 則

第20条 本会第1回の理事及其の任期は発起人会に於て之を定む

(以上)

創立当初の本会則によつて分る如くその綱領の重要な一つとして林業技術者の覚醒という項目を掲げ、又会員の資格を大正年間以降の林業教育修得者に限定した所はしばしば前述した通り興林会的一大特色であつた。

その後昭和5年までの本期間内にも会則は多少の改正はあつた様であるがその根本精神は全然変つていない。今その改正された要点だけを擷記すれば

大正12年12月7日の一部改正で新たに「地方会員の希望により地方に支部を設くることあるべし」の1条を加え、次いで大正13年3月25日付をもつて「本会は林学及び林業に関する智識を普及せしむる目的をもつて講演会を開催し又質疑に対し応答を為す」及び「本会は会員相互の福利を図るために人事に関する相談に応ず」の2条を追加している。

この様にして興林会は大正10年6月に発足したのであるが、しかし会員数も少く財政上からも大がかりの事業は望めなかつた。即ち差し当つの仕事としては毎月1回の集会と講演会を開くこと、必要な調査をすること雑誌「こだま」を発行する事等であつた。

かくて大正11年7月には機関雑誌「こだま」の創刊号が発行された。

同年10月には「甲乙種農林学校に関する一般調査」「現行国有林管理組織の改善」及び「技術者の国家試験制度に関する調査」を早尾丑麿氏が、「我国森林の基本調査の促進」を窪田円平氏がそれぞれ受持つて調査を進めた。11月には「府県庁所属の林業技術者の待遇改善」につき協議した。

大正12年には関東大震災によつて会合する場所も、機会も失われ、続いて大正13年に行われた行政整理のために創立に関与した人々も散り々々になり、興林会は一時休眠の状態に陥つてしまつた。

当時の情勢について片山茂樹氏は次の様に述懐されている。

片山茂樹氏——“……本会設立の趣意書の草案は拙宅の二階で河田杰氏が筆をとり二人で相談して書き上げたものである。会の成立が若い者達で思うようにやりたい、何人にも制肘を受けたくないという気持が強かつたので会員を制限し、大正以後の人でも「本会員たらんとする者は理事に申出てその承認を受けること」とし明治時代の人で「本会員たり得る者は会員2名以上の推薦に

より理事の承諾を得たる後理事より集会に提出し決議を経たる者に限る」となつており同好の先輩でも容易に会員になれなかつた。それで明治時代の会員はほとんどなく、早尾氏だけだつたように記憶している。それだけ團結は固く新鋭の氣溢れ、会費の辯納者も無く、理事は毎月林学士会の後で集るほか、度々会合し、目黒のうどん屋に集つたことなど愉快な思い出である。会の仕事として先づ現在の待遇を闡明することより着手し、官庁別の林業技術者の待遇に関し詳細な調査を行い、農業部門、工業方面、事務関係方面との比較をなし、甲乙種農林学校の一般調査を行い、又各自「こだま」に寄稿して若き林業技術者の啓蒙資料としたのである。しかし会員を大正以後の希望者に限定した関係上その数は少く、大正11年7月現在114名に過ぎなかつた。会費2円で雑誌の創刊号を大正11年7月に、第2号を同年12月に、第3号を翌12年7月に出している。経済は容易でなく、大正11年の支出は雑誌代、郵送費、振替郵便手数料等が207円10銭の外、雑費（用紙、ゴム印、帳簿）4円10銭で合計211円20銭で賄つている。雑誌の口絵も写真版では高価になるので杉浦庸一氏のサービスで当木材界で問題であつた米材輸入を背景に、米材を紙の如く薄く削り小片を作つて4枚宛学名と共に各号に貼付して口絵2枚とした。

翌12年9月の大震災は根底より本会を壊滅した。拙宅は震災に遇い会員名簿をはじめ、関係書類一切を鳥有に歸し、目黒に移転し、13年事務所を下渋谷の杉浦庸一氏宅に移し、復興につき協議したが在京会員は飛散して住所不明となり、会費の集金はもとより、連絡不可能となり、会合場所さえ意に任せず、又同年行政整理が行われ転任者を多く出し、一層集結を困難ならしめ、ついに休眠状態に陥つたのである。なお私は翌14年中央を去り九大に転任し、間もなく渡欧したため一層本会とは疎遠となつてしまつた。（昭和20年10月）

かくするうち、大正15年5月本会創立以来の懸案であつた技術官待遇問題はついに時を得て平熊山林局長へ「技術官差別待遇撤廃に関する覚書」として提出され、越えて昭和3年6月には前回とほぼ同様の覚書が入江山林局長に手交された。

その頃会員数は僅か数百名に過ぎず、会員の獲得は会を維持する上からいつても重大問題であつた。その一手段として雑誌の外に図書出版の議が起り、昭和4年4月興林会叢書第1輯が刊行された。

一方昭和4年度の山林局関係予算は割期的なものがあつたので、その適切な運用に関する案を具し、将に林政当局へ覚書を提出せんとしたところ、丁度この時山林局に林産課を新設して渡辺全氏を課長に任用すべしとのい

わゆる「昭和林制改革」運動が表面化し、事務当局は技術者水平運動の一環なりと非難の声を高め遂に主謀者早尾技師以下数名を転勤させてしまつた事件があつて、これと関連あるか如く誤解される懼れがあつたので残念ながらこの覚書の提出を見合せる事となつた。

昭和の初め頃、営林の実務についていたかつての革新分子である若い技術者達は林業技術の革命に向つて情熱を傾ける様になつて來た。その機因となつたものは独、撲、瑞等に於ける戦後の趨勢であり、反自然的な皆伐主義を排し、森林有機体觀に基く恒緑林思想があつた。その勢は遂に国有林に於て施業法を改革せんとする機運を促し、昭和4年国有林の天然更新実施に伴う予算は成立し本格的実施の段階に入つた。大正12年の関東大震災から一時休眠に入つた興林会は此の施業革新の問題が終局に近付くと共に、これを何とかしなければならないという気分が動き出した。

この頃政党政治の弊ようやく顕著となり、官僚はこれと結んで実質的支配権を把握し、その横暴甚だしきものがあつた。山林局長は内閣の更迭に従つて進退を共にする状態があつた。一方別に山林局部内に於ける技術者の内部にも事務官対技術官の平衡運動を惹き起す前述の事件も発生して痛く人心を刺戟したのであつた。

当時既に昭和年代出身の有為な人材が多数輩出し、これら理想に燃える純真な青年層は以上のような醜悪な実相を見せつけられ、その正義感からも革新の気分が横溢して來たことは察するに難くない。ここに新興林会勃興の起因があつたのである。

大正興林会は専ら部内指向の動機によるものであつて、全部門内にある局部的集団の形をなしていたが、昭和興林会は一部門の全部に亘る団体であり、その機能はむしろ対外的で、即ち社会正義に立脚して自らの正当な利益を主張し社会公正の実現を目標とする企図としてその組織も目的も機能も全く一変したものである。

### (3) 第二期（昭和6年～15年）

昭和6年2月の集会に於て会則を改正して理事の任期を2年とし、役員を改選して新陣容によつて昭和興林会の第一歩を踏み出した。

先ず地方支部創設を決定し、昭和6年4月に四国支部が創立されたのを皮切りに、次いで熊本、青森と順次その姿を現わした。

又在京会員を以て次の三委員会を設け、調査研究を進めることとなつた。

- 甲、林業管理組織の改善に関する委員会
- 乙、林業教育制度の刷新に関する委員会
- 丙、興林会の組織改善に関する委員会

甲は林政不振の現状に鑑み、その調査事項として森林官吏制度、林政の連絡統一、林政機関の組織等についてこれが拡充刷新の方策を考究したのであつたが、一般行政の整理緊縮の呼ばれた折柄、時宜に適せず2回の委員会開催によつて、一先ず結論として「森林行政組織刷新に関する方案」を得たのみに止つた。

乙については数次の会合協議を重ねて「林業教育制度の刷新に関する方案」を得、丙に関しても「興林会々則改正の方案」を得た。

当時林業界を通じて重要視された問題は、森林の經營合理化、林業資本の維持、天然更新技術水準の向上、特に植物生態学並に森林土壤学の発達についての関心、民有林に対する林野整備等であつた。

行政整理の影響を受けて林業試験場は予算が逼迫して充分の活動ができぬ状態で、もつと林業試験を強力に進めていこうという気運が山林局あたりから醸し出された。それに関連して森林土壤の問題は林業の重要な基礎であるにかかわらず当時の我国では閑却されていたので廣く各方面と連絡をとつて成果を上げようという主旨のもとに、昭和8年3月「森林土壤調査法研究委員会」を設け、大政正隆、平田徳太郎、芝本武夫の各氏の提案を基礎として研究、成案を得、農林省当局へ参考資料として提出した。興林会叢書第13輯、大政、芝本「森林土壤調査法」がそれである。

昭和7年12月営林局技師中村琢磨氏は高知本山営林署管内へ出張中、白髪林道に於て森林軌道事故のため殉難するの事件が起つた。從来森林軌道で事故が起つた際はその事業に直接關係がなければ、それを公傷と認めないという取扱方があつた。これは漸に実情に添わぬ取扱い方であるとして、昭和8年3月16日の理事会は、故中村技師の事故に関連して林内運搬機関を利用した場合の森林官吏の殉職は、一般的にこれを公傷として取扱われる様、決議して意見書を徳本高知営林局長及び貴島山林局業務課長に提出した。この意見書は遺憾ながら全面的に事務当局の採用するところとはならなかつたが、故中村技師については公傷として取扱われることになった。

興林会の組織改善については、さきに委員会を設けて検討し一応の成案を得たのであるが、その後の時代の進展、社会の風潮を取り入れる必要を感じるに至つた。すなわち興林会設立の目的は、林業技術の振興、技術者の向上であつてその精神とするところは、林業技術者の精神作興である。しかしに從来の興林会の運動は、会が技術者の中のある一部少壮者によつて組織されていたために、ややもすれば、党中央を作るとの譏りを受ける嫌いがあり、活動に多大の不便が感じられた。そこで以上の

目的を達成するためには、興林会の主張運動を各年代に求めいやしくも林業技術者の向上発展に関心を持つ者は凡てこれを抱擁して打つて一丸とした強力な団体とする必要を痛感し出した。

興林会は昭和当初の頃から、営林局長会議、営林署長会議等が開催せられる場合は、その出席者を招待し、山林局の課長有志、学校関係者、支部関係者等を招待したり、又各府県の林務主任官会議にはその席上を借りる等して、興林会の組織改善その他について各方面の意見を聴取し、尙会員に対しては会誌「こだま」を通じて直接その意向をただす等、新装興林会発足への準備は着々整備されていった。

一方昭和9年の東北地方大凶作以来、同地方の救済興論が躍頭し、中央に於ては東北振興調査会、日本学術振興会等が東北地方救済に対する方策の審議を重ねている状況に際して、本会もまた林業技術者の総意を代表して東北振興に関する林業施設の根本策を練ることとし、昭和10年2月「東北振興対策委員会」を設置した。委員会は会合を重ねること10回にも及び、同年6月末遂に成案を得て、7月10日付を以てこれを東北振興調査会会長及び東北振興事務局長へ建議した。

昭和10年はあたかも興林会が創立されてから満15

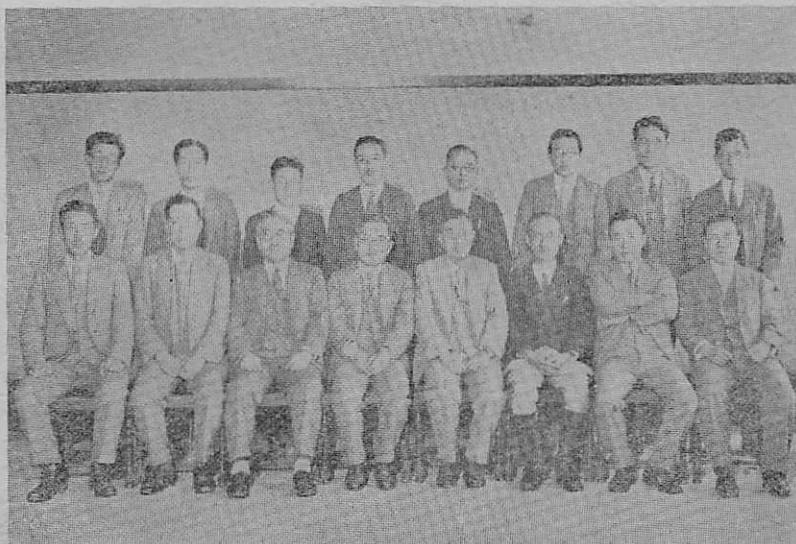
周年に当つていた。そこでこれを祝福すべく種々の催しが計画された。

先ず6月には興林会回想座談会を開催して創立当時及びその後会の発展に尽力した人達17人が学士会館で、佐藤弥太郎氏を座長として、発祥当時の懐古的な思い出から、将来に対する希望など、和やかに話がはずんだ。

8月には「こだま」の創立15周年記念号が発行され、創立当時の経緯や座談会の記事等懐古的な思い出を全誌に埋めた。

興林会叢書は15周年記念出版として宮崎憲氏の「植物生態写真の研究」が計画され、昭和11年末に上梓された。

10月27日には赤坂三会堂に於て創立15周年記念集会が挙行された。来会する者70余名、午後1時開会、馬場理事の挨拶後、年來の懸案であり、練りに練つた会則の改正案が上程され、異議なく可決してここに面目一新した定款が生れた。この改正に於て最も著しい点は会員の資格に於て年代の制限を撤廃したことである。尙この改正決議と同時に本会を法人組織とすることが附帯議決された。続いて長谷川如是閑氏、法学博士林義陸氏、工学博士吉田亨二氏の記念講演を聴き、晚餐後記念映画会を鑑賞して芽出度くこの15周年記念集会を終つた。



前列向つて左より 馬場賀訓、鈴木秀雄、太田勇治郎、早尾丑麿、  
佐藤弥太郎、原口亨、倉田吉雄、飯島浩  
後列向つて左より 佐々木悟郎、藤村重任、玉手三葉寿、伊藤正斌、  
西山久好、柳下鋼造、清野要、杉浦庸一

興林会回想座談会  
昭和十年六月一日  
於学士会館

上述の改正定款に基いてその第1回の通常総会が昭和11年3月に開催され、役員の選出を行い、理事長には白沢保美氏、常務理事に太田勇治郎、杉浦庸一の両氏、理

事には菌部一郎氏外14氏、監事木暮藤一郎氏外2氏が選ばれ、林学の大先輩本多静六氏外3氏を顧問に推戴した。委員は各方面の新進気鋭を以て埋め、ここに陣容を



初代理事長 白沢保美氏

完備して、面目一新、昭和興林会は華々しく新発足した。

昭和11年6月3日の理事会に於ては、定款第4条の事業を実行に移すため、事業部分科規程を設け、次の10部に事業を分科して活動することを決定した。

1. 宣伝部
2. 出版部
3. 檢定試験部
4. 職業紹介部
5. 購買部
6. 興益部
7. 発明奨励部
8. 林野經營指導部
9. 共済部
10. 底務会計部

又地方支部も次の通り改正し、それぞれ事務所所在地及び区域を決定した。

東北支部、奥羽支部、関東支部、関西支部、四国支部、九州支部、北海道支部、朝鮮支部、樺太支部、台湾支部

昭和11年10月には各事業部の細則を決定、各部の活動は色々開始された。昭和12年に入つて、事業部担当者を専任して充実をはかり、事務所を、神田多町旭ビル内に設け、吉田喜八郎氏を主事として事務を総括処理することとなつた。

かねてから研究中であつた法人組織化については、昭和12年7月21日付を以て申請書を東京府を経由して農林省に提出、翌13年2月28日付設立認可が下り、ここ

に社団法人興林会が実現したのである。

昭和13年中には

1. 林業行政に関する調査委員会
2. 興林会振興委員会

の2委員会を設置、前者は成案「木材の合理的利用方策」を得て一般に発表した。

機関雑誌「こだま」は第24号（昭和13年10月）より月刊とし、第25号からは名称を「興林こだま」に変更、同14年1月4日付を以て第3種郵便物の許可を得た。

昭和12、13年頃までは一般に技術界は沈滯気分であつたが、この時分から他部門、ことに工学方面の技術者運動が勃興し、華やかに展開されるようになつた。興林会はこれと相提携し常にこの運動の中核体となつて活動した。これに刺戟されて、農林部内でも、農学、畜産、水産等の各技術者団体の結成を見るに到つたことは興林会の一つのかくれた歴史的な功績であるといえよう。しかし残念ながらこの運動の充分なる総合的の成果は收め得られなかつた。

事業各部は前述の様に昭和11年末頃からそれぞれ活動をはじめたが、宣伝部は毎総会開催後引続いて時局に関する講演会を催し、機会ある毎に支部又は外部各種団体とも連絡し、本会の趣旨を宣伝した。出版部は「興林こだま」の月刊のほか、有益なる叢書又は図書を多数発行し、購買部、興益部は会員又は役所団体等へ日用品其の他の物品を供給し、就中前者は各部中最も華々しく活躍した。林野經營指導部は、昭和13年以降各方面から依頼された山林の施業案編成或は森林評価業務に忙殺される有様であつた。

外部会団との交渉も日支事變の進展と共に漸く繁くなり、昭和15年には全日本科学技術団体連合会が結成されるや、本会は早尾、太田の両理事が代表として参画した。尙ほのほかにも立地懇談会、木材科学研究院、森林測量協会等を後援し、又昭和16年には農林水産技術協会、中央林業協力会にも加盟した。

（つづく）

## 訂正

No. 141 日光並木杉の生育について の論文  
中次の誤りがありましたから訂正いたします。

P. 3 脚註：(筆者)宇都宮大学農学部教授を  
講師に

P. 4 左段5行：陽に対して……を陽光に対し  
て……

P. 4 右段10行： $a = 9.16 \times 10^{-5} \sim 4.33 \times 10^{-4}$  を  
 $a = 1.58 \times 10^{-5} \sim 4.33 \times 10^{-4}$



# 国際林学研究機構連合 (International Union of Forestry

## Research Organizations) 会議に出席して

吉 田 正 男

9月18日早朝ローマ空港に到着以来、待期している国際会議開会式の日22日となる。快晴である。太陽がギラギラと輝いて真昼頃の暑さを思わせる。8時といふのに、もう大会差し廻わしのバスがホテル、エルベチアに到着する。同宿の者も若干あるはずだが、乗つたのは小生1人。バスはホテル、ダイアナに寄り、独逸人10数名を乗せ、更にホテル、エルベチアに廻わり、数名を収容して、FAO本部へ向う。正面玄関に到着したが、1番乗りである。まだ時間があるので、先般日本に来たFAO森林部長のLeloup氏を訪ね挨拶を済し、玄関に引返し、参会の手続をする。受附は英独仏語に分れている。小生は英語のところで、参加金(subscription fee) 3,800リラを支払い、参加章と参会者名簿とを受取る。

玄関広場は後から続いて来たバスから吐き出された参会者で一杯だ。久闊を叙するもの、何やら談笑するものなかなか賑やかである。その数は名簿で調べると22ヶ国150人に及ぶ。若い夫人、令嬢を交えた婦人を加えると総勢200名以上に達する。参会者のなかには20年前の旧知の人も混つてゐる筈だが、この人波の渦のなかからは探し出せそうもない。マゴマゴしていると、色々の人が話しかけてくる。真先に来たのはイスラエルの山林局長グール(Goor)氏である。氏は昭和6年頃日本に来たことがあるそうで、桜井教授は健在かと聞く。よく話して見ると故桜井莊三氏のことらしい。既に逝去した旨を答えると驚いていた。それからオックスフォード大学の教授某氏が来て、頻りにロンドンにおける日本人のよい意味での噂話しきをきかせる。又1人の独逸人が近寄つてくる。それはMünchen大学教授兼林業試験所長のSchober氏である。氏は最近「日本落葉松」を著した上で、高松松尾氏の「落葉松林叢説」を持参していて、この本はどの位権威のあるものか、内容は何であるかと聞く。それで章の標題だけを独訳してやることを約束する。

筆者・東京大学農学部教授・日本林学会会長

やがて9時半になり、一同4台のバスに分乗して本日の開会式場である「国立農林中央試験所」へと向う。それは約20分ばかりの行程、ローマ市の北部、小高い丘の上に清新しく建てられた、伊太利政府御自慢の実験所である。硝子張りを除いた壁が白と薄紫で装われ、見るからに瀟洒な建物で、前庭も白い礫が敷きつめられ、ヘニキュヤが植えられて南国的な気配をたかめている。周囲はボプラの試験圃場で取かこまれている。開会式はここ2階講堂で開かれる。先ず伊太利政府代表の挨拶、続いてLelleau氏、大会事務局たる伊国Pavari教授の挨拶、議長の瑞西Burger教授の挨拶があり、終つて同氏の開会宣言によつて式が始まる。いずれも2人の通訳により、英独仏のうちの2ヶ国語に翻訳せられたが、Burger氏は独仏語で繰り返し述べる。

式場を出て研究室を見廻る。左右の外廻りが総硝子張りなので、室内はひどく明るい。設備はまだ全部は出来上つていないが、最新式らしい清新な測定器がならべてある。

この研究所は、名前は農林中央研究所というが南部伊太利に適する、耐暑性のボプラの品種の育成を中心課題として設けられたものである。伊太利は従来農業立国の方針をとつていたのであるが、戦後の復興方針として工業推進に方向転換し、繊維工業原料の国内自給、更に進んで衣料の輸出にまで持つて行こうという、新経済政策の一環としてとり上げられたものである。研究部としては、生物、生態、育成技術、保護、木材の5が設けられている。

各研究室を一巡したのち、5階と屋上に設けられたバーで、茶菓の饗應に与る。茶といつても、アルコールフライのものだけでなく、葡萄酒、カクテール等あらゆる飲料があり、菓子といつても、その外サンドウイッチなど実のあるものが所狭しと並べられている。独逸語ではErfrischungという。日本人2人が遠慮しているよう見えたのか、中年の夫人が皿に色々のものを取り揃えてすすめてくれる。

**午** 後1時頃ここを辞して、バスに分乗し市内に向う。それぞれのホテルに送り返して貰う。午後は建築技術の森氏のホテルを訪問の後ち、銀行などにゆき雑用を済ませ、午後5時半から Piazzale delle Scienze にある国立研究会議所 (Conseil National de Recherches) で開かれる国際委員会 (Conseil internationale) に出席せよとの連絡があつたので、Taxi で乗りつける。ついて見るとローマ大学の構内にある。

この委員会は、会則によると、正会員を有する各国の代表者1名宛から構成され、本連合の組織及び管理に関する最高の運営機関だということである。なお FAO の林業部門の理事又はその代表者がオブザーバーとして出席出来ることになつていている。

各代表の席次はフランス国名でのアルファベット順になつている。互に向い合つた議長席と FAO の幹部席を挟んで各国代表の席が両方から挟み、全体として矩形となつている。

議長席には Burger 議長、Pavari 副議長の外、瑞西のチューリッヒ大学 Etter 氏が進行掛として着席する。議題はフランス語のプリントで配布されたが、常置委員会議長、FAO 幹部、文献委員会の協力を感謝するというような儀礼的のものが多い。その他事務的なものとしては記録の承認、会計決算の報告、年寄附金額の承認（正会員 120 スイス、フラン、準会員 75 スイス、フラン）新規加入会員の承認といつたようなことである。論議の集中したのは現在の研究分科の問題であつて、1の1の「森林の一般的影響」という部門があまり広く過ぎる。熱帯乾燥地域の如きは、きわめて顕著な相異があるから別の分科を設くべきだという発言が、アフリカ代表からあり、賛成するものもあつたが、後の総合的研究に委せることにより、決議には至らなかつた。

途中で一度 Erfrischung の饗応のため休憩して、議事は9時終了。バスが迎えにくる筈であつたが、結局来ないということになり各自めいめい帰途につく。夜でホテルへの見当がつきにくかつたが、途中英語の話せる男に路を教わり中央停車場に出て、そこからバスでホテルに帰りつく。寝台にもぐり込んだのは11時頃であつた。

**翌** 23日から大会となる。先ずシシリーア島見学旅行

参加の手続を済ませ、会場に入る。部門が10ほどあるので、2会場に分れ半日宛報告討論を行うことになつているので小生は2の5の分科である「収穫研究及び収穫規整の方法」(Methoden der Ertragforschung und Ertragregelung) と云うの出席する。会場は FAO 本部の A-Building の351号室という小会議室である。議長は、芬蘭土のイルベッサロ教授である。提出せられた論文は多数あつたが、今日の議題は「林分生長

量の可能的急速なる測定法」という前回からの宿題に限定しようという議長の提案に従うことになつた。数人から発言があつたが、発言者が英語の場合には、2人の通訳が併用で繰り返す。1つの発言が必ず3ヶ国語で話されるので、参会者には好都合であるが、議事は仲々進行しない。それに通訳が1人はフランス人らしい白髪の老婦人、1人はイギリス人らしい30才台の麗人であり専門家でないので、通訳は極めて練達ではあるが術語が日々わからず、参会者に教えて貰うといふ次第なので余計手間取る。問題もむずかしくはあるが結局結論に到達せず、25日にも一度続けることになり散会。

昼食は B-Building の最上階にあるカフェ、テリヤである。ここは FAO の殆んど全職員が昼食をするので、各国人種展覧会のような壯觀美観を呈する。会議の連中も加わつたので、屋上テラスまで溢れ出す。ここは強烈な日射であるが、晴れ渡つた真昼の光で、殆んどローマ全市がハッキリと見渡せる。その日射しを楽しむように真紅や燃えるような緑の薄衣を纏つた婦人職員連が、陽なたのベンチに腰掛けている姿は、われわれにとつてきわめてエキゾチックな情緒を湧きたたせるものがある。多勢のなかに、曾て東京 GHQ に駐在した Dr. Hubermann の顔も見える。小生は、昨日の Schober 教授に捉まり、色々と日本落葉松のことについて尋ねられ、又渡日したいということで、色々と話し合う。

午後は3の1分科、「林業経済」(Forstliche Oekonomik) へ出席する。議長 Nancy の Schäffer 教授は先頃急逝したので、同じく Nancy の Oudin 校長兼林業試験場長が仮議長となる。議題は矢張り限定せられて、立木価格評定法と、百姓林の問題がとり上げられた。後者の問題については、独逸フライブルグ大学の Abez 教授が立つて、その重要性を説き、従来の林学とは別箇の見地から取扱われなければならぬことが主張された。フィンランド、スエーデンその他から同様の意見が述べられ、結局共同研究をやろうといふことで討論終結となる。

**大** 会第2日の24日も好天である。今日は小生に関係の分科がないので、いさかニッタリした気持で、「森林植物研究部」(Forstliche Pflanzenkunde) というのに出席する。会場は green room という大会議場で、イヤホーンの装置もあるが、ここでも矢張り妙齡の婦人と若い男の通訳でやつている。FAO の科長連が会場での世話役として議長席の傍にいる。Hubermann 氏の顔も見えた。ここでは丁抹の大学附属樹木園長である Syrach Larchen 氏が議長であつた。ユーカリ、Douglas fir 等についての種子の交換、試植の情報交換等により共同研究の拡充といふようなことが

論議せられていたようである。

午後はかねて大使館を通じて、農林省 (Ministero dell'Agricoltura e delle Foreste) へ、同国バルブ事情を調査する手帳になつてゐたので、屋上のカフェ、テリヤで昼食を済し、Schober 氏に約束の翻訳を渡し、会議途中で FAO を去る。

夜は伊國農林大臣の正式招待宴が8時半から Villa Borghese といふ苑内の Casina delle Rose で開かれるといふので、例の差し廻わしのバスでホテルから出掛けた。場所はローマ第一流のホテル、エキセルシオールの傍の、古い城壁で囲まれ、大きな傘松で掩われた静かな苑内で、日比谷公園内の松本楼といった感じのところである。夫人連はキラビやかに着飾つているし、会員連も黒い服に改めているものもあつたが、小生は着たきり雀で、昼の薄色服、然し同類も若干あつたので、さほど目立たない。

宴会のプログラムは日本などと変りはない。先ず食事で、それが終る頃農林大臣の歓迎の挨拶、連合を代表して Burger 氏の挨拶と至極アッサリしている。続いてダンスということに相成る。小生はワインを少々のみ過ぎ眠くてかなわぬので、椅子によりまどろんだが途中から会場を抜け出し、ホテル、エキセルシオールの前に張り出した野天のカフェに涼をとるべく群れている華やかな入むれを搔きわけるようにして通り抜け、街バスでホテルに帰りついたのが、それでも 12 時を廻つていた。寝床に入つても暑いのでなかなか寝付かれない。

**翌** 25日も快晴である。午前中は第一日の生長量測定法に関する会議が続行されるのでそこへ先ず出席したが、結局独逸の Schober 氏を小委員長とし小委員会を設けて研究を続行するというようなことで、討論終結となる。午後は会議全体の結論を出すということで、前日の green room と並んだ red room という大会議室へ出席する。Burger 氏が議長席についていた。各分科会の委員長の報告があることを予期していたが、簡単な報告書が用意されてあり、それにより承知せられたしといふよなことで至極アッサリしたものであつた。続いて文献分類の Oxford system についての討議があるといふことであつたが、小生は FAO の事務局に行き文献その他を蒐集するため退席した。この頃になると、林学会の大会の時のまゝ廊下薦がだいぶ賑やかである。

最終日 26 日は、閉会式が常設展覧会場で行われるので、バスは郊外の会場に直行する。ここはローマ市西方の広闊な丘の上に設けられた常設のもので、主要会場は戦後建てられたものであるが、石造りの豪壮なものでこれが中央に坐を占め、これを取り巻いて、数々の建物があるが、いずれもモダンな様式で、仲々シックカリした恒

久的なものばかり、日本の間にあわせ式のものなどは及びもつかない。その間を華麗な花壇で彩り、南国気分の溢れた明るい一席を形成している。日本で想像していた伊太利とは大分違つた、國力の底力というものをここで感じとつたようだ。

**9** 時半から、その建物の一室で、第2回の国際委員会が開かれる。議事は役員選挙が主であり、Burger 氏から次期議長として、今回の副議長兼大会事務局長であつた、フローレンス大学の Pavari 教授を選んだ。簡単に決ると思つたが、コペンハーゲンの Syrach Larsen 教授から本連合の運営についての面から見ての異議が述べられ、意見が続出したが、Leloup 氏なども現在のように学術団体らしく研究所長を選ぶべきだと主張が述べられ、結局 Pavari 氏に落付いた。副議長は開催国の大会事務局長ということになつてゐるので、人は確定しなかつた。次いで常置委員の選挙ということであつたが、議長指名でこれは簡単にきまる。フィンランド、スウェーデン、フランス、和蘭、イギリス、アメリカ、ユーゴ、インドから選ばれた。続いて次の大会は 1956 年 7 月 Oxford と発表され、委員会は終了する。

会員一同と合流し、主展覧会場に入る。大きなエレベータで最上階に上り、展望を窓にした後、階段を下りて、農業、林業の展覧室を一巡する。展覧されているものは我々にとつて格別眼新しいものはないが、装置がいかにも気が利いて、日本でよく見られる図表などはあまりないが、電気を利用してよく氣の付くように配置されているのに感心する。

展覧会場を出て、レストランで例のような Erfrischung の接待を受け、バスで場内にある Palazzo dei Congressi という会議場にゆく。Burger、Pavari 両氏の挨拶があり、又数ヶ国の代表から挨拶があつて、大会は閉会となる。

時に 12 時半。Hubermann 氏が私宅で昼食に招待するといふので、英米人 2 人と一緒に氏の操縦する車に乗つて会場を去る。シシリーア島行きの連中は 4 時半までに中央停車場に集まらなければならない。忙しいことである。

**さ** 営である。討議は汎太平洋会議のように円卓会議自由討論式である。提出された論文は相当数にのぼり（出席しない人もあり、又追加もあつたが）これの全部について取扱うことが出来ず、主要なものを限定して討議するのは止むを得ぬとしても、何しろ一つの発言が、三ヶ国語で表現されるのだから、手間がかかり、短時間で徹底的に論議し結論を導き出すことは、すくなくとも小生の出席した分科会などでは不可能に思われる。今後日本で国際会議が開かれるような場合、（35頁へ）



# 林業技術の 発展過程

## (2)

### 石川利治

技術すなわち術は実行的方面であつて具体的でありまた特殊的のものと考えられる。今日我々が考訂する林学が目的を前提とする応用科学とするならば、それは実行的技術的方面を持つてゐるばかりでなく、その発達は始めて実用上の必要から術が先ず起つて、術あつて後、抽象的に初めて成立する歴史的関係があることになる。この歴史的関係はその時代々々の世相・法令制度・教育・思想・政治・経済特に農・工鉱業・交易・交通また時によつては幣制・金融・企業形態等あらゆる方面から常に影響左右される運命にある。

明治中葉頃までの時代は山林法律あるいは制度の確立・林業教育の普及時代であつて、林業経済の発達からは、一般的に副産物経済時代を脱して、薪炭材経済時代に地方的には更に用材経済時代まで入つていった。以上の関係から一応しばらく林業科学技術の発展を考察するため、森林法律制度の由来を先ず吟味して、順次林業教育等を展望するつもりである。

明治維新の政変後廢藩置県(明4,7・1871)と同時に、徳川幕府及び列藩の森林原野に関する法規又は禁令等は自然消滅し、従つて林野の保護取締の機関もまた廃滅したので、さすがに鬱蒼たるわが国の森林——その森林は始めて欧洲人が、アメリカ大陸を発見した当時森林を憚れて作った詩の一節、*Ghastly looks her Primeval forest* (鬱蒼たる森林が我々を戦慄せしむ) ——に相当するような森林が到る所に現存したものと思われる。

東京山林学校(明15・1882創設)の第三学年が中村弥六教授、石田助教授指導の下に、森林施業案等の実習のため伊豆天城山に赴いているが、天城山に入るや鬱蒼たる杉巨木の大森林が一望際涯なく続いているので、一同はその壯觀に嘸然としたそうである。中村教授は石田助教授を顧みて、この大森林の施業方法及び材積測定をいかにするやと意見を求められたが、初めて接する大森林に圧せられて、茫然として困惑すると卒直に答へ嘆声

を漏らされたとのことである。(片山茂樹、林業経済、わが國林業教育の發展過程と諸問題・明治林業史)。

明治15,6年当時は既に廢藩置県によつて、森林の保護取締の機関がほとんどなく、又一方士族授産救済の意味で無代價同様の価格で官林を払下げ(明治6年頃から)たので、その虚に乘じてこれを捨値で悪質不良の山師連中が買取つた。又他方政府事業の進展に伴い土建等の請負業者に、その所要用材を官林の払下げによつて、請負業者に直接生産せしめたので、請負業者がこの機会を利用したので次第に他の者までがこれをまねるに至つた。これ等の不良山師連中や悪質請負業者がほとんど反動的に、盜伐・濫伐・放火・あるいは侵蝕又は副産物盗採等あらゆる悪辣な手段をつくして、森林を荒廃せしめた時代であつたが、それでもまだ前に述べたような *Ghastly looks her Primeval forest* が存在していたのであつた。

参考までに少し時代が違うが、明治27年から同32年までの秋田大林区署管内盜伐被害材積調を計上して、当時の盜伐被害状況を察知することにする。

明治 27 年	52,087 尺メ 708
" 28 "	27,602 " " 126
" 29 "	32,650 " " 445
" 30 "	23,590 " " 898
" 31 "	57,456 " " 832
" 32 "	54,747 " " 699
合 計	248,135 " " 708
1ヶ年平均	41,355 " " 951

しかしながら幕府及び列藩各府県自らの森林荒廃の責任も見逃すこととは出来ない。その森林荒廃の実情も廢藩置県の前後では事情を異にしていた。旧幕時代の荒廃の因由となつたものは、嘉永・安政の頃(1847~1859)露艦が長崎に入港し、米艦が下田に来航して、海外の脅威を受け、幕府及び各藩は海岸防備・造船又は洋式艦船の購入等により直接には造船用材等の調達のため森林を過伐し、間接的には困窮した国防資金を獲得するために、幕府はもちろん列藩は、申合せたように森林を伐採して、その用途に充てたのであつた。しかし廢藩置県後の官有林特に府県直轄の官林は、政治的に大いに利用せられて、当該府県は勝手にその時の府県財政の御都合次第で伐採処分したものも少くなかった。府県直轄官有林はその府県にとつては、最も好都合な制度であつたので、後年内務省及び農商務省が全国官有林を直轄せんとしても、これを拒否する府県も少くなく中には、府県直轄を至当とし、最後まで頑張つた県もあつた。

民有林もまた地租改正の詔の発布(明6・1873)明治新政府の殖産興業政策の強行によつて、諸産物の商品化を促進せしめ、現物貢租が金納化され、一方又交通運輸・通信の発達・工鉱業の勃興となつて、到るところ木材

価格の値上りによつて、過伐せらるるにいたつた。

次の照会案によつて明治 11 年頃までは、貸地料等は現物貢租で行われ、地租は地租改正によつて金員に改正せられたことは明らかである。

### 官地押借料並下草料未納ノ分

#### 金員ニ改正方御照会接同

官地押借料並下草料等新規御許可之分ハ總テ金員ヲ用ヒ有之候得共其旧規ニ依ル分ニ至リテハ尙貢米ノ余習ヲ存シ地租ハ金員ニ改正相成ト雖トモ独り借地料ノミ居然米・大豆ヲ用ヒ代御ハ其地其時上中下米平均相場ヲ以テ金ニ換へ上納致シ候向モ有之審ニ官民ノ手数ノミナテス夫レカ為ノ調理上遷延ニ涉リ不都合不勝殊ニ借地料ノ儀ハ地租ト異ニシテ貸渡俱ニ官民ノ便宜ニ出候儀ニモ有之右条總テ金員ニ更正相成候ハ、官民ノ便宜ナルヘクト存候得共素々官民ノ契約上ニ成立スルモノナルカ故ニ先以米・大豆額有之別記府県～左ノ通御照会候成可然分此段相伺候也又次表は諸産業及び運輸等の発展によつて、木材価格の値上りを米価のそれと比較したものである。

木材単価ト全国平均米価比較（木材は能代市場）

年次	米価 (1 石)	指數	九太 (1 拁)	指數	角 (1 拁)	指數	寸角 (1 拁)	指數
明治 26	7,000	100	5	100	7	100	333	100
27	8,240	118	6	120	8	114	357	107
28	8,210	117	6	120	8	114	434	131
29	9,160	131	8	160	14	200	666	200
30	11,810	169	11	220	14	200	771	233
31	13,110	184	12	240	14	200	814	244
32	9,840	141	13	260	—	—	814	244
33	11,320	162	17	340	19	271	352	106
34	11,470	164	17	340	18	239	921	277
35	12,070	172	24	480	24	339	1,069	321

国有林は別として公私有林は木材価格の変動によつて過伐あるいは節伐せらるので、明治中葉頃までの主な価格の変動を列挙することとした。

明治 11 年 1 月 西南戦後の影響がまだなかつた時新宮材杉小角尺メ 1 本東京相場 1 円 30 銭内外。

明治 14 年 4 月 西南戦争の影響により不換紙幣増発によつて、銀貨と紙幣に価格の大差が起きて銀貨は紙幣に対し、1 円に付 1 円 90 銭内外の価を保ち物価騰貴せしとき同上材東京相場 4 円 7.80 銭。

明治 19 年 5 月 紙幣消却整理の結果、銀貨及び紙幣同価となり最も不景氣となつて、物価下落のとき同上材 65 銭位。

明治 30 年 8 月 銀貨下落、この年 10 月より実施の改正貨幣法にて、従来の金貨は銀貨及び新金貨の倍価を有することとなり、又日清戦後の影響によつて通貨漸増し物価騰貴となつたとき、同上材 3 円 40 銭内外。

明治 31 年 2 月 同上材前年同様 3 円 40 銭内外を持続。

このような濫伐の結果は、水源涸渇し、洪水は汎濫して年々水災の被害は增高するので、政府もまた森林法律の必要を認めていたが、ことに明治 14 年農商務省が設立された当時から森林に関する法律の制定については、決して等閑に附していたものではなかつた。

一方民間においても有識者・先覚者等は、森林法律の制定の必要を痛感して、林学協会集誌（明 14・1881 創刊）又は大日本山林会報告（明 15・1882 創刊）等の紙上に、森林法制定の急務を絶叫するものが続出した。

明治維新当初は諸般の制度が一時に改革されたために、要急の政務が多端であつたので森林法律の制定は非常に遅れたが、明治元年（1868）に旧幕領地を朝廷に収めて、翌 2 年（1869）には大蔵省に勧農寮を設置して山林を所轄せしめ、諸藩奉還の山林を官林として山林総反別調査命令を発し御林台帳を頒布（明 3・1870）し官林規則の制定（明 4・1871）を見るに至つた。明治 5 年（1872）には府県より録上する官林等の例式を設定し、一方從來伐木差留の山林入札払下の制を設けたが、翌 6 年（1873）濫伐の弊害がはなはだしいために、止むを得ざる特別の事由あるもの以外は官林の払下を禁止し、また同年には官林中で水源涵養・土砂扦止・有名木保存の箇所及び漸次払下支障なき箇所の調査を府県に命じ、これに関連して翌 7 年（1874）内務省は、官林存廃区別審定のため官員を派遣する旨を東京府外 32 県に示達し、同年山林課を始めて独立設置した。明治 8 年（1875）山林原野官民有区別標準制定（4 月）同 9 年山林原野官民有区別処分法（1 月）官林調査仮規則（3 月）伐木出納仮条例（3 月）等を制定し、又内務省は一等官林に監守人を配置するため、岩手県等 14 県に配置位置及び人員を上申せしめた。官林作業に関する事務をつかさどらしむるために内務省地理局に作業課を更に開設したのは明治 10 年 6 月（1877）であつた。官林伐木規則及び部分林仕付条例を明治 11 年（1878）に制定し、更に民林火入心得を布達し、翌 12 年（1879）には内務省山林局を設置すると共に、大中林区及び青森外 3 県下に出張所を設くるに至つた。明治 13 年（1880）官有荒蕪地及び原野貸渡規則を定め、山林局に林制取調掛を設けて、愈山林法律編纂に着手するようになつた。翌明治 14 年 4 月（1881）農商務省創設に伴つて山林法律編纂の資料を得るため府県に対して、山林に関する旧慣古例を次の如

く検査上させ、且つ山林局員を山林著名の地方に派遣して実地を調査せしめた。

#### 山林法律編成之儀

山林法律編成之儀ニ付今般内務卿ヨリ別紙ノ通各府県へ御詔問之趣モ有之候ニ付各方ニ於テモ從来実地踏査験旧規慣行及目下山林之利害熟知之儀ニモ有之候ニ付将来山林保護上要用ト思考スル方案モ有之候ハ、別紙廉書ニヨリ各自無余蘊其意見開申有之度依而別紙相添此旨及内達候也

明治14年10月7日

山林局長心得内務少輔

品川弥二郎

#### 別紙

山林之経國ニ要用ナル儀ハ申ス迄モナク嚴重取締不致テハ不相成儀ニ有之旧時諸藩県ニ於テ山林取締方之儀ニ素ヨリ区々ニハ候得共其地方適宜之規則慣例有テ嚴重取締ヲナシ當時美良之森林各地ニ渺ナカラサル儀ニ候処一朝廢藩置県ニ際シ從前之制度廢絶ン之ニ繼クヘキ新法未タ制定無之民林ハ徒ニ目前之小利ニ迷ヒ伐期之如何ヲモ顧ミス暴伐之有様ニ相成官林ト雖モ未タ充分之管理行届兼樹木ヲ盜伐シ境界ヲ紊乱スル者少ナカラサル次第ニ有之且追々勢之開進ニ隨ヒ諸製作之業盛大ニ赴キ木材薪炭之急需ナルニ際シ傍山林之暴伐甚シキニ押移リ可申今ニシテ嚴重保護之方法制定不相成而ハ後日何等之災害ヲ釀生可致モ難斗就テハ之レヲ未然ニ防制スルノ方法ト犯罪ヲ懲治スルノ罰則ハ最モ今日之急務ニ可有之依而今般右等之法案ヲ編成シ奏請致度見込ニ候曩キニ及詔問候民有禁伐林取締方法並山林沿革取調方之照会ニ對シ申出之趣モ有之候得共尙一層精密ニ地方ノ旧規慣行ヲ取調且自今地方之情態ニ適スヘキ考案モ有之候ハ、無余蘊開申有之度右編成之儀ハ目下之急須ニ付可成速ニ取調延々モ本年四月迄ニ申出候様致度依テ別紙取調方廉書相添此旨及内達候也

明治14年1月

内務卿 松方正義

追而格別所見無之向ハ其旨早々可申出候也

一、今般編成スル山林法律ハ山林犯罪罰則、山林監守条例、保護林取締規則ノ三則トス其要領左ノ如シ

#### 山林犯罪罰則

此罰則ハ單ニ山林保護ニ要スル罰則ヲ特設シ以テ山林ニ係ル一切ノ犯罪者ヲ懲罰シ弊害ヲ予防スルノ方法ヲ設クルモノトス

#### 山林監守条例

此条例ハ官民林ヲ間ハス一切此監守法ヲ以テ犯罪

者ヲ検査搜査シ之ヲ逮捕シ之ヲ告発シ平時ニ在リテハ火災虫害等ノ損害ヲ予防シ及報告スル等ノ方法ヲ設クルモノトス則チ山林治罪法ト山林養護法ヲ兼ヌルモノナリ

#### 保護林取締規則

此規則ハ水源涵養土砂抑止風潮防障等田園水利等ニ關スル森林取締ノ方法ニシテ官民有ヲ論セス其土地樹木植栽伐木ノ制限ヲ定メ田園水利保護ニ要スル地ノ義務ヲ設クルモノトス

- 一、此法律ヲ編成スルニハ材料ヲ要スルヲ以テ旧藩ノ法令制度旧記慣行等ニ就キ其利害得失ヲ講究シ山林犯罪者ノ種類ニ就テハ其地方ノ情態ヲ考ヘ何等ノ法律カ尤山林ニ利益ヲ与ヘ何等ノ犯罪者カ尤其害ヲ与ヘシカヲ審査シ其弊ヲ除キ其利ヲ起シ併セテ後來ノ弊害ヲ墮ク等ノ用意ナカラサルヘカラス故ニ犯罪ノ種類及ヒ其処分等ニ至リテハ苟モ其種類ノ異状アルモノハ仮令些ニ渉ルノ状況ト雖モ網羅遣スナク可成史收拾スヘシ
- 一、旧藩々制度ノ欠漏及ヒ其弊害ハ宜ク取良増補スヘキハ言ヲ俟タス且ツ時異ナレハ法亦異ナラサルヲ得斯故ニ各項目ニ於テ先ツ第一段ニハ旧藩制度ヲ列挙シ其次ニ至リ現今ニ施シテ宜ク事情ニ適ス可シト思考スルモノハ之ヲ開説スヘシ
- 一、山林保護ニ充分ノ力ヲ与ヘント欲セバ須ラク多分ノ経費ヲ要スヘシ故ニ現今ノ定額ニ拘束セラルトキハ良法アルモ言フヘクシテ行ハレサル等ノ惑ナキ能ハスト雖モ今般意見ヲ陳フルニ方リテハ強チ経費ノ多寡ニ拘ハラス実地要用ト思考スルモノハ充分ノ意見ヲ開陳スヘシ
- 一、旧藩県役所御用留処分銀又ハ旧役人ノ日記手扣等アレハ送附スヘシ其私書ニ係ルモノハ贈写ノ上送附スヘシ
- 一、旧藩県吏員又ハ其他ト雖トモ旧記録旧慣法熟知ノ者はニ詔問ヲ要セシ謝儀又ハ旧書類贈写等ノ費用ハ別途費ヲ支給スヘシ
- 一、将来施設スヘキ方法ニ付主任ノ官吏各自意見ノ異ナルモノハ必シモ一途ニ昂スルヲ要セス其異ナルモノハ幾通リニモ採録シ主任ノ官等姓名ヲ記シテ差出スヘシ

#### 山林犯罪ニ係ル項目

- 一、山林犯罪ノ種類及其処分

此項ニハ從来発現セシモノ及往々現出スヘキ恐レアル山林犯罪ノアラユル種類ヲ網羅収録スルヲ要ス

- 一、刑罰ノ比較

旧藩々ニ於テ山林犯罪者ノ刑ト他ノ犯罪者ノ刑ト

## ノ輕重如何ヲ比較スルヲ要ス

## 一、禁止令及其源因

旧藩ニ於テ何等ノ故ヲ以テ何等ノ禁止令ヲ設ケシ  
ヤヲ記載ス

## 一、山林法ノ効力及其沿革

旧藩ニ於テ何等ノ法令刑罰カ山林保護ニ利益ヲ与  
ヘシカヲ探究シ及其沿革ヲ記スヘシ

## 一、山林法ノ欠漏及其弊害

旧藩ノ時何等ノ法ヲ欠キシヨリ何等ノ害カ起リシ  
ヤ後來將ニ起ラントスル害ノ予防法

## 一、罰金及賠償法

旧藩ニ於テ山林犯罪者ニ科セシ罰金ノ輕重及其損害賠償方法ハ何等ノ手続ナリシヤ单ニ金錢ノ徵債  
ニ止マルカ又ハ過意植等ノ法又ハ他ノ勞役ニ使セシ方法アリシヤ

## 一、宥恕減免法

往時何等ノ犯罪ニシテ何等ノ情実アレハ宥恕減免  
ヲ与ヘシヤ

## 一、救助法

往時何等ノ場合ニハ山林主副産物又ハ其他ノ方法  
ヲ以テ村民ヲ救助セシ等ノコトアリヤ

## 一、掛り官吏ノ罰則及其責任

旧藩々ニ於テ掛り官吏ノ犯罪ノ種類及其処分方法  
並ニ其職務上ノ責任

## 一、告発者賞賜

旧藩々ニ於テ山林犯罪者ヲ見出シ之ヲ告発セシモ  
ノニハ何等ノ方法ヲ以テ賞賜セシヤ

## 山林監守ニ係ル項目

## 一、山林ヲ監守スル職員ノ組織職掌権限

組織職掌権限共旧藩々ニハ何様ノ制度ヲ用ヒシカ  
ヲ詳細列挙シ次ニ旧藩々制度ノ利害ヲ考究シ将来  
何様ノ制ヲ要スルカヲ開陳スルヲ要ス

## 一、巡視検察ノ手続

前項ニ同シ

## 一、山林犯罪者逮捕告訴ノ手続

前項ニ同シク旧藩々ノ制度ヲ詳記シ常律ニ拘ラス  
将来施行ヲ要スル手続方法ニ付意見ヲ開陳スヘシ

## 一、山林火災虫害防禦ノ手続

旧藩々山火事予防ノ手続防禦ノ手續等地方ノ慣習  
ヲ記載シ将来施行ヲ要スル方法ヲ開陳スヘシ

虫害モ亦同シ

## 一、官民林監守人設置ノ手続

旧藩官民林監守人設置ノ手続

旧藩官民林監守人設置ノ手續

将来官民林監守人設置ノ手續

## 一、物件差押ノ手續

## 前項ニ同シ

## 保護取締ニ係ル項目

## 一、保護ヲ要スル森林ノ種類

旧藩々ニ於テ田園水利ニ関シ禁伐保護ヲ要スル為  
メ制度ヲ設ケシ森林ノ種類例ヘ水源涵養，土砂  
抑止，頬雪止，風削除，魚附場，廻船ノ目標トナ  
ル者ノ類

## 一、保護林伐木及跡地整頓

藩々ニテ保護林ヲ伐木スルトキノ制度及検査ノ手  
続並跡地植栽ノ制度及木種ノ制限

## 一、保護林取扱方手続

旧藩々ニ於テ民有保護林伐採ニ付官ヨリ干渉シタ  
ルカ又ハ人民相互ノ協議ニ任シタルカ

## 一、保護林課税ノ有無

一、水源涵養，土砂抑止，風削除，頬雪止，魚附場  
等凡伐木ヲ制限スヘキ民有山林ノ箇所，反別，稅  
額

但此項ハ精密調査ヲ要スレハ巨多日子ト巨多ノ經  
費ヲ要ス可キニ付凡積ヲ申出ツヘシ尤地租改正済  
ノ分ハ其稅額ヲ記載シ未済ノ分ハ旧稅額ヲ記載ス  
ヘシ

明治 14 年 1 月のこの内務卿内達山林法律編成要領の  
主旨思想は、明治 30 年 4 月法律第 46 号をもつて發布  
されたわが国最初の山林に関する成典であつた森林法と  
全く同様であつた。すなわち国土の保全を第一義とした  
ために、保安林の制度が主眼であつて、次に森林警察、  
森林に関する犯罪の規定が主要部分を占めるに至つた。  
換言すればこの法律は単に森林に対する保護であつて、  
更に森林を開発、増進、助長させる意志がなく、公私有  
林の規定はあるが、事後の監督であつて全く消極的の規  
定に過ぎなかつた。

しかし一方政府はいわゆる国有林野特別經營事業をす  
でに明治 32 年に起して、国有林野の処分、測定、施業案  
の編成、無立木地の造林、あるいは森林の買上等積極的  
に国有林の開発、經營に努力していた。旧森林法はほ  
とんど 10 年間も改正されなかつたばかりでなく、旧藩  
時代の思想そのままが立法化されたのであつた。(未完)

## 林野廳編・最新版

## 日本森林分布図

180万分の一

B 全判・￥180・⑩ 20

国有林・民有林・官公造林地・防風保安  
林・国立公園界・營林局・署界・森林外  
地・等高線などが一眼でわかる地図

お申込みは日林協へ

## 林業技術普及事業の基本的構想

— 2 —

野 村 勇

一つは、技術が複雑化し高度の設備を伴つて来ると、単純にその技術過程の一部分のみが新しく導入せられるのが妨げられるといった、いわば費用が関連的性質を帯びる場合である。二つは、費用が代替的費用の形態となる場合である。ある一企業が全然新しく創設されるのではなくてすでに存在せる企業が新技術を採用せんとする時には、旧来からの技術的手段を廃棄しなくてはならない。かかる場合の新技術の導入の代替的費用は、直接の費用に、旧技術を廃棄した失費を加算したものといわなければならない。かかる総費用が収益に対比して余剰が生まれなくては、それ自身いかに経済的に優秀なものでも旧来からの企業においては利用されない。

第3に、新技術普及に対する関門として最も強度で重要なものとして資本の問題がある。新技術移入とは、換言すれば新投資に外ならない。仮に有利なる新技術であつても、資本の欠乏している場合には導入は阻礙される。第4に、新経済技術の導入に関連した人的要素に伴う大関門の存在。

以上技術普及に対する社会的並びに経済的制約因子について概観してきたが、ここで最初の本題すなわち林業技術普及事業の一側面であるこれらの社会的並びに経済的因子の排除の問題にもどろく。社会的制約因子の排除は既述した様な各種の因子、たとえば迷信とか社会的慣習とかを排除することであり、経済的制約因子の排除は具体的には上述した諸因子の存在並びに作用の強度等を考慮してその排除方法を講じ新技術を普及することであるが、ここで注意しなくてはならないのは、新技術普及の阻礙因子の一つである社会的因子は普及事業の範囲内の活動により、すなわち教育、啓蒙手段により排除できる性質のものであるが、後者の経済的制約因子の大半は個々の林業経営、家庭生活の範囲以上の問題以外には出ない林業普及（一般普及事業もまた同じである）では到底解決できない問題を含んでいるということである。具体例をあげるならば上述の諸経済的因子の一つであり、又林業技術普及において最も主体的であり一般的である資本についてであるが、山村は都市あるいは農村に比較して一般に経済的水準は貧弱であり、そしてかかる山村

においてはいか程資本の貧困ということが林業技術の導入を阻礙しているかわからぬ。資本がもし現在より潤沢に得られるならば恐らく新技術の普及と浸透はより円滑に容易に行われるであろう。この様に明らかに資本の供給ということが技術導入を成功させる有力な方策であると分つていても、教育、啓蒙運動をモットーとする普及事業の活動では全く拱手傍観の態度をとらざるを得まい。

これまでの考察においては林業技術普及の一側面の仕事である技術普及阻礙因子の排除について社会的並びに経済的因素とに分けて考察してきた。ここで一応帰結を出し、林業技術普及事業の方策の指針としよう。

第1に、技術普及阻礙因子としては社会的並びに経済的因素の二者に分けて考えられるが、前者の排除は、後者の経済的因素の排除に対して、その大部分を教育、啓蒙をモットーとする普及事業活動の機能範囲で排除することが可能である。かかる意味において林業技術普及は他の社会的目的をもつた林業普及事業と平行し、相関連して行なうことが、より成功的な効果を得させる。

第2に、林業技術普及を阻礙している因子主として経済的因素の中には、林業普及事業の活動範囲内によつては解決出来ないものが多い。

後者の問題こそ林業普及事業の限界と公共政策—林政—との関連といった問題を提起する。以下この問題について検討してみよう。

この問題の検討に入る前に林業技術普及事業の性格について考察を加えておくことが便利であろう。林業技術普及はあくまで林業普及事業さらには一般普及事業の一環であるので、林業技術普及の性格の考察は、一般普及事業の性格を検討することにより達せられる。

普及の概念は一般に二つに大別して考えている。一つは戦前のわが国やドイツに行われたもので権力的性格の強いものであり、他の一つはこれとは全く対照的な性格をもつてゐると考えられるもので、いわばアメリカ合衆国に見られる様に、普及は教育、啓蒙であり、行政とは全く無関係のものであるといったものである。わが国の林業普及（もちろん林業技術普及も）は、まえがきで若干説明しておいた様に、正に後者に属するものである。材

業普及の性格がこの様なものであるとき、ここに当然上述の様な林業普及乃至林業技術普及の限界の問題、さらに林業技術普及と林政との関連といった問題が起るわけである。

ここで焦点を本題に合わせよう。林業技術普及の方策に関連して、林業普及活動の機能以外のものがある、換言すれば公共的政策一林政一の問題として採りあげなくてはならない部面があるといつたが、この様な部面の問題に対処して普及員はいかなる態度でのぞむべきであろうか。それが林業普及活動の機能範囲外であるからといって普及員は、ただ拱手傍観していくよいであろうか。答は正に否である。その問題が仮令普及員の能力外であつたり、又その解決方法を普及員が充分知つていたとしても、林業個別経営の主体が全くいかんとも出来ない性質のものであつても——当然公共政策で採りあげるべき問題——普及員はその問題を明確に把握し認識して林業経済並びに家庭生活の範囲一林業普及員の機能範囲一のすみずみまで教育、啓蒙することにより一般のその問題に対する輿論を喚起し、よりよき林政の計画と実施を当局になさしめる様にしなくてはならない。次に当然政府当局によつて行われなくてはならない林業技術普及の仕事に対して政府当局はいかなる機能により一体働きかけられるものであろうか。ここが当然想起される政策としては林業技術普及に対する補助金の問題である。補助金の問題に関しては小倉武一氏の明快な論述がある<sup>11</sup>。この論述以上に私見を附加する必要を私は見出せない。すなわち氏はいう。“農民乃至農業団体に対する補助金は、これを近墻論議されている様に補助金たる貨幣の循環からみた経済的効果からのみ考察するには必ずしも適当でない。補助金を貨幣の循環からみた経済的効果のみから考察する場合には、補助金の社会的機能乃至教育的機能を忘がちになる。農民乃至農業団体に対する補助金は、その補助の対象となる事項を普及するという効果が大きいのであつた。補助金という貨幣が現金収入の乏しかつた農村にとつては、その額のいかんにかかわらず、確しかに大きな魅力だつたに違いないし、そういう事情がないにしても、国庫補助の対象になるということはその事情の国家的重要性を示すことになつて、農村の関心を呼び起す力をもつものであつた。……だが、かかる意味での補助金についてはすでに一部の識者によつてその効果に疑問がもたれるに至つていた。……補助金への魅力とその要望は依然として農村関係者におう盛であり、現実の政治や行政にこれが反映している様に思われる。

いうまでもなく生産技術の普及を目的とする補助金は、普及事業の一つの支柱として考えることが出来る。

……だが貨幣はま物である。……普及事業の中に生産技術の普及のための補助金がとり入れられる場合に、普及事業が歪曲され局限されるおそれは多分にある。原則的には、個別経営の内部において解決されるべき事項は普及事業の教育的機能の充実によつてなさるべき、個々の補助金によるべきでなく、財政的支出はむしろ普及事業の教育的機能の充実と個別経営の外部的諸条件の調整に当てるべきである”と。正に氏の農業普及事業に対する補助金の議論は、そのまま林業普及乃至は林業技術普及事業における補助金の問題にも適確な意見を表明するものであろう。すなわち氏の指摘されておられる様に林業普及乃至は林業技術普及に対する補助金是非の問題は、補助金の出し方に問題があるだけで、現在の段階では林業技術普及に対する具体的な林政の手段として私はその意義を認めたい。(現在林業技術普及において補助金は“林業に関する普及事業の助長”の目的に対して提供されている一林業技術研究助長事業要綱第3に補助金についての規定がある)

其の2、林業技術普及方法（第2の側面）林業技術普及事業はすでに再三述べてきた様に、あくまで教育、啓蒙による普及事業である。ここに林業技術普及方法の困難性と独自性がある。すなわち権力的な力を背景とした従来の普及事業においては、普及主体は普及客体に対して権力的な力をバックとして働きかけることが出来、必ずしも普及に際して両者の合意の前提は必要でない。これに対して現在の普及はあくまで教育が主体であるために、普及の実行に当つては必ず普及主体である普及員と客体である経営者との完全な合意の成立を前提条件とし、普及主体の一方的行為は許されない。かくして林業技術普及方法は原則的には“普及客体の興味を喚起し、普及客体がむしろ積極的に働きかける様にする”ことを目的とする。この様な林業技術普及方法の原則の前提において、具体的な技術普及方法はいかなる段階を踏んで行うべきであろうか。それは次の様に考えられる。

#### 第1段階、普及客体の実態の理解

平たくいいうならば相手を充分知るということである。先ず普及客体の実態調査並びに分析を行い、次の普及方法選択の基礎を提供せんとするものである。普及客体の実態調査にあたつては次の様な調査事項が考えられる。

- i 普及客体の知的水準換算すれば新林業技術を普及する場合の普及客体の理解力、納得力について
- ii 普及客体の技術的水準
- iii 普及客体の経済水準
- iv 技術導入を阻礙していると思われる社会的並びに経済的因素

#### 第2段階、林業技術普及方法の選択と、選択した普及

手段を一段と効果的にするための製作技術の段階。

普及方法は大別して直接的に普及客体に普及する直接的方法と、何等かの器具機械を利用して間接的に普及せんとする間接的普及方法の二者に分けられる。近代普及技術的一大特質は間接的普及方法の飛躍的発展である。そしてこの間接的普及方法は、更に機能的にみて映画、ポスター、パンフレット、幻灯、展示林等の視覚によるものと、ラジオ、講習会、座談会等の主として聴覚（厳密には講習会並びに座談会等は視覚の機能にも、うつたえられる）によるもの、並びに最近漸次商業宣伝に利用されてきている臭覚によるものの3つに分けられる。かくの如き各種の普及方法の中いずれを選択し利用するかは、第1段階の普及客体の分析に基いて行われる訳で、たとえば普及客体の読書能力の低い場合には、配布する印刷物等も平易に書くとか、又更に著しく低い場合にはパンフレット、新聞、雑誌等によるよりも視覚に主としてうつたえるところのポスター等によるとか、又その普及客体の趣味によつても表現の問題等まで考慮しなくてはならない。普及手段選択の基準に関して、原政司氏の記述<sup>12</sup>をかりれば“普及手段選択の基準は、普及の内容をなす知識、技術の種類と相手方である農民（林業の場合は当然林業経営者一筆者註）の摸取手段能力などによつて異なるが、ごく一般的にいえば、各普及手段についての伝達機能を、速さ、範囲、印象度、保存度、信頼度という様な諸点から検討し、最後にその経済性を考慮して、いかなる手段を採用するか、また同じ普及手段についてみても、どんな内容によるかというようなことを検討する必要がある”と結論できる。（林業技術普及方法に関する具体的な例示については後述する）

### 3 林業技術普及組織について

林業技術普及事業は、その性格からいつて技術普及の源泉である試験研究機関がこの事業の一半を担当することが適当であると考えられる。換言すれば普及事業と試験研究とは一体的に組織的に運営されることが最も理想的である。かかる観点から林業の研究普及組織を眺めてみよう。林野庁には指導部研究普及課が設けられて、ここでは研究班及び普及班が全国的試験研究の総括的業務と技術普及に関する総括的業務を行つて、別に經營、造林、特産、保護、防災、作業、林産加工及び林産化学の8専門別に業務を担当する専門企画官を置いて、専門別に試験研究及び技術普及の総合企画と連絡調整に当つてはいる。そして地方庁の普及組織は、ここにも各専門別に分化した専門技術普及員をおいて、その地方の普及事業に従事せしめている。又各地方事務所又は林務の出先機関には林業に関する技術普及員をおき、更に必要な場合には林業技術普及上重要な箇所に駐在せしめその地区の

普及事業を行わしめている。現在専門技術普及員及び地区技術普及員は1,120人程である。以上が林業技術普及組織の概況であるが、ここで本題にもどろう。研究試験機関の中心である林業試験場は行政機関である林野庁に附属している。そして行政機関である林野庁の普及課において普及事業が行なわれている。この様な現在の林野庁と林業試験場との関係並びに林業技術普及組織は、試験研究と普及事業の一体化が望ましいといつた意味において私は異論がない。

次に林業技術普及事業の主体の問題について考察してみよう。林業技術普及事業は“林業に関する試験研究を強力に促進し、その成果の急速な普及を図つてわが國林業の振興に貢献することを目的”としており、この意味において國や地方団体が主体たることを適當とする。この点についてなお詳細に説明してみよう。林業技術普及事業は一側面の仕事として、新技術普及、浸透を阻害し制約する社会的経済的因素の排除のあることを指摘し、なおそこには公共的活動の任務のあることを既述した。かかる意味における林業技術普及事業の公共的性格の存在、並びに普及事業は社会教育であり、それ故あらゆる個人的、公共的組織により遂行することができることはもちろんあるが、しかしながら普及事業の源泉には試験研究を必要とすること、又林業技術普及員の身分安定といった諸点からみて普及行政の主体は國又は地方公共団体により行われることが妥当であろう。だがこの場合國又は公共団体が直接普及事業を行うべきかどうかの問題についてはなお疑問が存在しよう。理想的には普及事業そのものは行政より全く離れて中立的であることがのぞましく、ために政治に関して中立的な機関によつて担当されることが最良であるが、具体的には現況で止むを得ないであろう。

次に技術普及員配置の問題について若干触れよう。現在各都道府県に専門技術普及員が6～7名、又各郡に1名位の割合で地区技術普及員が駐在し、総計1,120名の普及員が林業技術普及に活躍しているわけであるが、はたしてこれだけの普及員で充分であろうか。後述する林業技術普及事業に対する実態調査の一例示によつても窺知できる様に、これでは到底不充分であるといわなくてはならない。この様な組織の強化、拡充の問題は結局普及予算の問題に帰結するものであり、仲々一朝一夕に実現不可能であろうが、ややもすれば停滯せんとする現況並びに林業技術普及事業の重要性を認識するとき、私はあえて予算の拡充を強調する。しかしながら予算を拡充し、普及員の数を増加したとしても直ちに現在より技術普及の成果があり、林業生産力の増大をきたし、わが國經濟水準の向上を期待することは出来ない。すでに述べ

た様に普及事業は何等権力をバックとするものでなく、あくまで普及主体と客体との合意を前提とするものである。換言すれば普及事業は人間対人間といつた平面的関係において推行されるものであり、それ故普及事業の成否を左右するものは正に普及員の質の問題にあるといわなくてはならない。私はこのことを強調して普及組織の考察を終ろう。

#### 4 林業技術普及事業に対する

##### 実態調査の一例示

林業技術普及に関する理論的考察は以上にとどめ、次に具体的な例示として昭和27年10月埼玉県某村で行つた林業技術普及事業に対する実態調査の一例示を述べてみよう。この調査結果をあげる目的は、今まで行つてきた林業技術普及事業に対する抽象的理論的考察に対していくらかでも具体的論証を提供することにある。

調査村はわが国でも造林地としてすぐれた山村であり、経済的にも山村としては恵ぐまれている村である。調査は山林5町歩以上所有している比較的林業経営には関心をもつている山林経営者20名を選び戸票調査を行つた。調査は、山林経営者の知的水準、林業技術普及事業及び林業技術に対する意見並びに林業技術普及方法に対する意見等に関して行つた。

##### —調査結果とその考察—

###### 第1、貴方の最終学歴

学歴の内訳は、実業学校2名、蚕業講習所1名、中学校1名、中学中退1名、高等小学校9名であり、知的水準は比較的高いことを推察させる。このことは当村においては普及活動は比較的容易であり、普及事項の受容性も比較的高いことをサザエストするものであり、又本調査も充分信憑性のおけることを示すものであろう。

###### 第2、貴方の家では新聞をとつておりますか。

取つている20名で全部新聞をとつているわけで、このことも当村の文化水準の比較的高いことを示すものであろう。

###### 第3、貴方の家ではラヂオを聞いておりますか。

答は聴いている20名で、全部の経営者の家ではラヂオを所有し、毎日聴いているわけである。このことは文化水準並びに経済水準の高いことを示すと同時に林業技術普及方法としてラヂオを利用することの有効性を暗示するものであろう。

第4、貴方の家では「林材」などの林業に関する雑誌をとつていますか。もしとつていればその雑誌名。

雑誌をとつているものはわずか1名であり、その雑誌名は「山林」「林業技術」である。

第5、貴方の家では林業に関する新聞をとつていますか。とつていればその新聞名。

全体の中3名程とつている。新聞名は「林材」(3名)、「木材新聞」(1名—この人は同時に林材もとつている)である。第4、第5の調査からみて当村の経営者が林業に相当高い関心をもつてることを示すものである。

第6、技術普及員の普及する技術について貴方はどうお考えですか。

イ、別に考えたことはない。(8名)

ロ、実際とは離れていて、すぐ実行できるかどうかわからない。(4名)

ハ、よく理解できない。(なし)

ニ、経済的にもうかるかどうかわからない。(なし)

ホ、実際的ですぐ実行したいと思う。(5名)

ヘ、その他(3名)

その他の3名は、技術員の技術そのものを実際的に高度化してほしいという積極的意見を述べている。この調査結果からみると、過半数以上は林業技術に対して関心をもつてることを示している。そして5名が林業技術に対して賛意をあらわしているが、ロ(4名)、ヘ(3名)合計7名のものがそれぞれ不信と不満をあらわしていることからみても、今後林業技術そのものの反省に、われわれは全力をそがなくてはならないことをサザエストするものであり、如上の論旨の妥当性を若干ながらもうらづけるものである。

第7、林業技術普及員の普及によつて改良したことがありますか。

ありといふのがわずか3名であり他は全部否定している。この結果は林業技術普及に対してわれわれは充分反省しなくてはならないことを示すものであろう。

第8、貴方の家では間伐をやつていますか。

やつているならば その理由	やつていないならば その理由
イ、ただ皆がいいと言うのでやつている(3名)	1. やり方をしらなかつた
ロ、儲かるからやつている(2名)	2. やつても儲からないから
ハ、山が美しくなるからやつている(14名)	3. 金がかかるから
ニ、森林法では間伐を奨励しているから(5名)	4. 手間がかかるから
ホ、税対策上(6名)	5. 山が荒れるので
ヘ、伐期前に現金収入がほしいから(18名)	6. その他
ト、その他(1名)	

20名の経営者が全部間伐をやつている。そしてその理由はヘが圧倒的に多い。このことは当村で間伐が行われているのは造林技術的意味において行われているのではなくて、保続的な現金収入を得んとする経営主体の経済的要望によつて行われていることを示すものである。

かくの如く技術が経営主体に採用される場合にはあくまで経済的要望が第一義的なものとして作用するのであり、造林技術的要望にもとづくものではない。このことは又私の論旨の妥当性をうらづけるものであろう。

第9. 林業技術普及員の活動中何が一番役に立つたかい、展示林（3名）ロ、印刷物（8名）ハ、巡回普及（9名）ニ、講習懇談（13名）ホ、ラヂオ（9名）ニ、が多く、そして予期に反してイ、が少ないので經營者が開きたいことを、面接して質問したり自分の意見を吐露して批判してもらう機会を望んでいることを示している。巡回普及の多いのも同様な理由によるのである。この結果からみて、指導員がこまめに巡回してまわることが一番普及方法としての効果があがることをものがたつている。このことからいつても普及員の増員がのぞましいことを知りうる。そして又ラヂオの多いのは第3の調査とあいまつて普及上ラヂオを利用することの有効性を示すものである。

第10. 講習懇談会は1年の中何月が宜しいか。

1月（3名）、2月（9名）、3月（5名）、4月（4名）、5月（2名）、8月（2名）、9月（2名）、12月（1名）、2月が一番多いが、全般的には1月～4月までの冬期にのぞんでいるといいうる。

第11. 配布する印刷物は役に立つか。

イ、立つというもの（15名）ロ、立たないというものの（1名）ハ、意見のないもの（4名）

イ、が圧倒的に多いのは、印刷物は林業技術普及上、実施方法を充分研究し、創意を働かせれば有益な手段となることを示すものであろう。

第12. 図表による説明はよく理解しうるか。

イ、理解し得る（12名）ロ、理解できない（4名）ハ、意見のないもの（4名）理解し得るものは12名で大半のものは理解できるが、図表はなれない人には理解できないこともある。美しく、やさしく、皆の注意を引く様に工夫することが必要である。

第13. 講習は理解できるか。

イ、理解し得る（18名）ロ、できない（ない）ハ、意見のないもの（2名）圧倒的にイが多い。第12に比較して、技術普及上經營者側がよりよく理解し得ることを示している。

第14. 貴方は夜10時半から15分間毎日やつているラヂオの農業講座（林業に関するものは月に3、4回やつております）を聴いておられますか。

イ、聴いている（8名）ロ、聴いていない（12名）もし聴いていないとすればそれはいかなる理由ですか。

イ、知らなかつた（5名）ロ、時間的にまずい（6名）ハ、仕事が忙しい（1名）ニ、内容が面白くないし、効

果的でない（なし）

第9の調査では当村ではラヂオによる普及が比較的有効であることを示していたが、毎日のラヂオ農業講座を聴いているもの8名、聴いていないもの12名で、過半のものが聴いていない。しかも聴いていない理由はイ、ロが主である。このことは今後ラヂオを利用して林業技術普及を行ふ場合には、先ず事前にこの実行を徹底させること、並びにラヂオの放送時間に対して充分研究し、最も適当な時間を定める必要のあることを示すものであろう。

第15. ラヂオの放送時間がまずいとすれば何時頃がよいでしょうか。

イ、午前7時30分（3名）ロ、午後12時30分（1名）ハ、午後19時～20時30分（10名）2、21時半（1名）ホ、意見のないもの（5名）

以上の様に圧倒的にハ、が多い。恐らくこの時間は農家の夕食時で、1日中で1家全体が最もくつろいでいる時なのである。

第16. 映画、幻灯は林業技術普及上いかに考えますか。

イ、少しとり入れたが宜しい（9名）ロ、多くとり入れる方がよい（10名）ハ、止めた方がよい（なし）ニ、意見のないもの（1名）

イ、ロが圧倒的に多い。これはこの方法の適度の採用の可能性を示唆するものであろう。

第16. 最後に林業普及事業に対する貴方の御意見をお教え下さい。該当のものに○をつけて下さい。

イ、林業技術普及は効果があると思う（6名）ロ、たいしてないと思う（3名）ハ、全く無関心である（なし）ニ、林業技術普及は従来効果はなかつたが、やり方によつては効果があると思う（7名）ホ、現在の普及組織では効果はあがるまいと思う。なんとか他の方法をとるべきであろう（3名）ヘ、その他（2名）

この様にニ、（7名）イ、（6名）ロ、ホ（各3名）ヘ、（2名）の順である。3名が現在の林業技術普及事業に対して“たいしてないと思う”と全く否定しているが、しかしながら大勢の意見としては、現在の技術普及を積極的に肯定しているかあるいは現況では不満であるが、やり方によつては将来充分効果があるという意見である。この点より林業技術普及事業は今後充分研究し、改善につとめるならば所期の効果をあげうることを示している。又その他として2名が意見をのべているが、この両名とも、現在より組織を充実し、普及員を増加し、この問題は究極的には予算の拡充の問題に帰着する一積極的な活動することをのぞんでいるが、このことは林業技術そのものの反省及び普及方法のより一層の創意工夫

とあいまつて、林業技術普及事業発展のための基本的な必要事項である。

### むすび

以上林業技術普及事業の基本的な諸問題にわたつて論述してきたが、ここで簡単に本レポートの内容を概括してみよう。林業技術普及事業はもちろん普及事業そのものもまえがきで指摘しておいた様に誕生以来なお日があさく、その理論的研究は不充分であり、現在普及の概念、方法論等にも数多の異論が存在している。この様な現況にかんがみ本レポートはあくまで基本的な理論的考察を中心に、しかる後具体的普及方策に論及せんとした。1においては林業技術、さらには技術の理論的考察まで遡つて、林業技術普及の意義を検討し、そして又従来の技術普及の停滞の根本の一要因として林業技術そのものに対する無反省であることを指摘した。2においては林業技術普及方策の二側面として第1、林業技術普及阻礙因子の排除、第2、林業技術普及方法とをあげ、第1についてはさらに阻礙因子として社会的因子と経済的因子の二者に分け、各々について排除方法を理論的、具体的に論及した。そしてこの論及は必然的に、林業技術普及事業の性格、普及事業の限界並びに公共政策との関連にまで及んだ。

3においては林業技術普及組織、普及の主体並びに普及員の配置員数等の問題について考察を加えた。そして現実的な問題として、普及予算の制約があることを指摘し、どうしても普及予算の拡大の必要のあることを強調した。

4においては如上の理論的な、そしていわば抽象的な論述に対して、そのうらづけとしあるいは参考として、林業技術普及事業に対する実態調査を一例示としてあげた。

林業技術普及制度は、アメリカの占領政策の落し子であるが、この制度の意義なり、正当性は、現在識者の一致して認めるところである。この制度は現在林野政策の

(25頁より)

考えなければならない大きな問題であろう。

次に出席する人の問題であるが、小生の同僚の間にはまだ国外に出たことのない働き盛りの若い人を送りという意見があるそうであるが、私はいさか考えを異にする。この会議はもちろん政治会議でなく科学者の集りではあるが、それでも国際会議の立場又国の代表という考え方から云うと相当の年配の人の行く方がよいように感ぜられる。

日本人は兎角く若く見られる。小僧子のように見られる人が行つたのでは、矢張りその国の重きを示すことにな

らうでも大きな意義と位置を占めている。私はこの制度のすぐれた発展により、必ずわが國の民有林、すんではわが國林業の振興と一大躍進を達成し得ることを確信している。(昭和27年10月31日)

### —引文献—

- \*1. 林業技術研究普及助長事業要綱参照
- \*2. 畑野重雄「技術の意味について」農業総合研究 第5卷第3号
- \*3. 野口弥吉著 農学概論 養賢堂 157頁参照
- \*4. 東畠精一著 一農政学徒の記録 酒燈社 133頁参照
- \*5. 前掲 \*3の 163頁参照
- \*6. Ralph. W. Marquis: Economics of Private Forestry 1939. 120頁参照
- \*7. 青梅、西川林業地帯調査研究資料第2集 森林施業の実態とその検討—埼玉県東吾野村— 農林省林業試験場
- \*8. 内山政照「農業普及の基礎概念 —社会学的農業普及論(1)——」 農業総合研究第4卷第4号 1~59頁  
内山氏は、本レポートの中で普及方法論として①経済学的普及論②経営学的普及論③目的論的普及論④社会人類学的普及論⑤社会学的普及論と5つあげておられるが、①の経済学的普及論のわが国における代表的なものとして東畠博士の「技術と経済」に関する諸論をあげておられる。
- \*9. 東畠精一著 一農政学徒の記録 酒燈社 127頁参照
- \*10. 安孫子孝一「研究と普及の結節点」農業技術第7卷9号参照
- \*11. 小倉武一「普及事業の基本構想」農業技術 第6卷4号 2頁参照
- \*12. 原政司「普及事業の機能と普及の理論」農業技術第7卷7号 41頁参照

はならないようである。論文などもよく送つてあり、現に若干名前も知られ、知己もあり、外国の勝手もわかっている、又会話にも馴れているような人の方がよいのではないかと思われる。若い人が出ることは、もちろんその人にとつては意義のあることではあり、又延いては我國林学のために寄与することになることはもちろんであるが、しかし前述の如きわけもあるから、会議そのものから、あまり徹底した知識はとり得ないであろう。か様な人はむしろ文部省の留学生として、ジツクリ研究出来る体勢で行くことに努力する方がよりよいように小生としては考えている。



# 王子製紙工業

本社 東京・銀座

本山林部長 田中文雄

工場 北海道・苫小牧市

工場次長 磯地金助  
兼商材部長

愛知県・春日井市

工場次長 兼山林部長 工藤五郎

印刷紙・筆記図画用紙  
特殊用紙



板紙・薄葉紙  
硫酸礬土・明礬

# 本州製紙株式會社

取締役社長 田辺武次

本社 東京都中央区銀座東五丁目二番地の四  
出張所 大阪市東区備後町二丁目二十一番地  
(第一野村ビル内)

工場 江戸川・富士・岩瀬・中津・淀川・熊野・名古屋

印刷紙・筆記用紙

新聞紙・薄葉紙



包装紙・図画用紙

煙草用紙・一般洋紙

# 十條製紙株式会社

社長 西 濟

本社 東京都中央区東銀座三の四  
工場 十条・伏木・小倉・八代・坂本・釧路

人絹パルプ  
製紙パルプ



一般洋紙

# 東北パルプ

社長 高田良作

本社 東京都千代田区丸ノ内1丁目2番地  
工場 秋田市・石巻市



銑 鉄・鋼 塊  
鋼 材 及 び 半 成 品  
化 学 製 品



資 本 金 42 億 円

# 富士製鐵

社長 永野重雄

本社 東京、日本橋江戸橋一

大阪営業所 大阪、北浜四

工場 宝蘭、釜石、広畑、川崎

余

# 岡谷鋼機株式會社 東京支店

東京都千代田区丸ノ内1の4(新丸ビル二階)

電話・千代田 (27) 1181・1281

東京都中央区築地四の八  
電話・築地(55)一一四六

レール  
ボイント車輛

岩崎レール工業株式会社

燃料一般

東京都千代田区有楽町一ノ三  
電話・和田倉(20)〇七七九

ラストオリーム株式会社

各種鑛山・炭坑用機械  
各種土木建設・輸送用機械

## ラサ工業株式会社

社長 米山明一  
本社 東京都中央区京橋一丁目  
(商船ビル内)  
電話 東京二八二九〇七〇二一九  
出張所 大阪・仙台・盛岡・札幌

東洋一の生産を誇る



資本金 四拾八億圓

營業種目  
主要製品 鋸鐵、鋼塊及び半製品、鋼材  
副製品 硫安、タル製品、鑛滓製品

八幡製鐵株式會社

社長 渡邊義介  
本社 東京都千代田區丸の内一ノ一  
(鐵鋼ビル)  
電話 和田倉(20) 代表一一一六五四一  
六二二一〇

工場 大阪事務所  
八幡製鐵所  
(福岡縣八幡市)  
大阪市西區鞍南通リ一ノ一〇

プレストレスト・コンクリート各種製品

## ピーエスコンクリート株式會社

本社 取締役社長 平山復二郎  
東京都千代田区丸の内三丁目八番地  
電話 千代田二四二四一六八一三一  
七尾工場 石川県七尾市矢田新町  
鶴宮工場 電話 七尾市矢田新町  
神奈川県小田原市中中新田五七七七一八五〇  
電話 五五七九〇  
津市五七九〇



## 大鉄工業株式會社

取締役社長 伊藤五朗 取締役  
東京出張所長 北村廉

本社  
工場  
東京出張所

大阪市東区南久太郎町4丁目25ノ1  
大阪市大正区南思加島町6  
東京都中央区日本橋久松町36(鉄鋼会館内)  
電話・兜町(67) 6486



人絹パルプ・製紙パルプ・晒クラフト紙

未晒クラフト紙・一般洋紙・酒精

# 國策パルプ工業株式会社

取締役社長 島村芳三

本社 東京都千代田区有楽町1の8 (國策ビル)

支店 大阪市・札幌市

工場 旭川工場・勇拂工場

蒸 汽 機 関 車  
内 燃 機 関 車



林業機械  
土木礦山機械

# 協三工業株式會社

社長 浅間久雄

本社・工場 福島市三河南町98番地

電 話 420・546

東京事務所 東京都中央区西八丁堀1ノ4

電話築地(55)4620・4621

☆製作修理☆

ガソリン機関車  
ディーゼル機関車  
ロードローラー  
各種エンジン

株式会社

# 酒井工作所

酒井智好

営業所 東京都港区西芝浦四丁目三

電話 三田 (45) 0801・3747

蒲田工場 東京都大田区桃谷町二丁目

電話 羽田 (74) 0228

あとがき

あけましておめでとうございます。暖冬異変のおかげで、早くも南国では梅も咲き香り、麦の徒長に悩むとか、東京地方も大変染め朝夕を過していますが、野も山も凍りついで、空の涯まで灰色一色の北国ではまだまだ伐採に、搬出に並々ならぬ労苦の明け暮れでしょう。

× ×

新年号を飾る「新春の言葉」には各方面の指導層の方々から「今年の抱負」についてうかがうことが出来た。同じく新掲載の「日林恢三十年史」と共に御熟読下さることをお願いします。

今年はこれから次ぎ次ぎといろいろな計画をたてて、最大の使命である本誌内容の充実に力を注ぎ 13,000 の読者のみな様の御期待にそむかぬ「待たれる雑誌」の建設へ努力いたします。どうぞご期待の上みな様からも編集上のきだんなき御意見、御注意など、どしどしあよせ下さるようお願いいたします。

(T. S)

## 謹賀新年

日本林業技術協会

次部測量指  
長長導

藤林下堀橋

田田江谷

雅憲正友

市二雄義昊

専務理事  
理事長

松松

原川

恭

村堀吉滝成

山江岡沢沢

美道明貞英

子夫子子一

茂佐

昭和 29 年 1 月 10 日発行 頒価 40 円

林業技術 第 143 号

編集発行人 松原茂

印刷所 合同印刷株式会社

発行所 社團法人 日本林業技術協会

東京都千代田区六番町七番地

電話 (33) 7627・9780 番

振替 東京 60448 番



鼠  
荒すを喰い億円1,000

数分でたおす!!

フラトル

鼠による被害は実に年間一千億円を越える莫大な額にのぼると云われます。秋から冬にかけて野鼠駆除の最適期を迎え生産を阻む野鼠を徹底的に撲滅しましよう

フラトルはアメリカでも好評のモノフルオール酢酸ナトリウム製剤で、水溶液ですから簡単に大量の毒餌がつくれ、野鼠は毒餌の一部を嚙つただけで神経が麻痺し、呼吸中枢が侵されて数分で斃死します。

(説明書御送り致します)

お問合せは...

東京都中央区日本橋本町3の1 三共株式会社農薬部

53D-7



## 営業品目

ミコンクリート	木床	測定器	顯微鏡	双眼鏡	レベ	ボゾリス	トランシット	工業品	農薬	除草剤	殺虫剤
サ	種子貯蔵函	代替器	距離儀	眼鏡	鏡	ル					

日本曹達株式会社 特約店  
日本光学工業株式会社

オガリット工業株式会社

東京都文京区小石川町1の1 林友会館

電話 小石川 (92) 2032